

財団法人
国際民商事法センター

ICCLC

第13号

2001年6月

目 次

第13号 2001年6月

<巻頭ご挨拶>

(財)国際民商事法センター 理事長 岡村 泰孝 . . . 1

法務総合研究所国際協力部 部長 尾崎 道明 . . . 3

<第一部> 第十回理事会・第九回評議員会

ご挨拶 会長 伊藤 正 . . . 7

第十回理事会議事録 . . . 10

第九回評議員会議事録 . . . 14

平成12年度事業報告、収支決算及び財産目録 . . . 18

監査報告書 . . . 37

平成13年度事業計画及び収支予算 . . . 39

<第二部> ヴィトナム カントリー・レポート

1. ヴィエトナムのWTO加盟問題 . . . 51

2. ヴィエトナムの弁護士制度 . . . 61

<～投稿～> 実践・温故知新－国際協力部新米教官の無知の知を知る日々
法総研国際協力部
教官 内村 嘉寿子 . . . 80

編集後記 . . . 86

ご あ い さ つ

財団法人国際民商事法センター
理事長 岡村 泰孝



財団法人国際民商事法センターは、設立後6年目の事業年度を迎えましたが、その間の会員初め関係者の皆様の御支援、御協力に深く感謝申し上げます。

過日、定例の役員会を開催して平成12年度の実業及び決算並びに平成13年度の実業及び予算についてそれぞれ承認を得ましたので、引き続き国際協力事業団及び法務省法務総合研究所と緊密な協力のもと法整備支援事業とその関連事業の一層の充実発展に努めて参ります。

当財団の実業は、発足以来順調に実績を上げており、拡大しています。例えば、ベトナム法整備支援研修は、昨年度で既に13回実施し、100名を超えるベトナムの研修員が来日して市場経済下における民商事法について幅広く学び、また工場や施設の見学などを通じて日本の現状に対する理解を深めています。研修員がベトナム帰国後、新幹線や近代的な高層建築物のことなど日本の現状についてとりまとめた見聞記がベトナムの新聞に掲載されたのを読みましたが、日本の経済発展や生活の豊かさは、「幾世代もの日本人の努力と知恵が築き上げたものだということを日本での滞在、研修を通じて理解した。」と結んでおり、研修員は、この思いを胸に、研修の成果をも参考にして、その努力と知恵でベトナムの発展のため精一杯尽くされるものと期待しています。

また、法制度の整備に関しては、ベトナムの民法の改正作業とカンボジアの民法、民事訴訟法の草案作りの作業を進めていますが、この作業を担当している大学の先生が昨年度において合計13回にわたりカンボジアを訪ねてワークショップを開催し、カンボジアの担当者と意見の交換を行うなどきめ細かな対応をして成果を上げるよう努めています。

その他中国とのセミナーは本年度で6回目を迎え、カンボジアとのセミナーも本年度に予定するなど、相手国の要望に応じたテーマを取り上げて法制度の相互理解を深めるよう努めています。

日本が果たすべき法整備支援の重要性は申すまでもないところであり、ベトナムには、裁判官、検察官、弁護士が、国際協力事業団の長期派遣専門家として常駐するなど日本側の支援体制の充実も図られています。当財団としても、関係諸機関との連絡を密にして、法整備支援事業を一層充実させ、皆様のご期待に応え、民間の立場でアジアの発展のため努力を尽くしたいと願っています。

今後当財団の活動範囲は広がっていく見通しであり、引き続き御支援、御協力の程をお願いいたします。



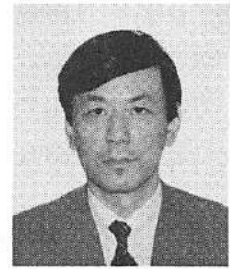
平成12年12月、明治大学法学部新美育文教授による
カンボジア裁判官とのミーティング(於プノンペン地方裁判所)

国際協力部の発足に当たって

評 議 員

法務総合研究所国際協力部長

尾崎 道明



本年4月1日、法務総合研究所に法整備支援を所管する国際協力部が新設されました。

私は、その最初の部長を命じられ、また、これに伴い、財団法人国際民商事法センターの評議員にも就任させていただきました。以下、御挨拶かたがた、当部について紹介させていただきたいと思います。

当部が取り扱う事項は、「外国が実施する法制の維持及び整備に関する国際協力を行うこと。」と定められており（法務総合研究所組織規則）、教官、国際協力専門官を合わせて、総勢10名余りがその事務に従事しております。

法務総合研究所は、財団法人国際民商事法センターや国際協力事業団などの関係機関の方々の多大な御支援を得つつ、平成6年以来、総務企画部を中心として、ヴェトナム、カンボディア、ラオス、インドネシア等の発展途上国を対象に、国際研修や現地セミナーの企画と実施、長期・短期の専門家派遣、これらに関する各種の連絡調整等を行ってきました。しかしながら、アジア諸国を中心とする発展途上国からの法整備支援要請は、ますます増加する傾向にあり、これに臨む体制の充実がかねてからの懸案となっております。

一方、政府開発援助全体を見直す必要性が指摘される中で、いわゆる「知的支援」の重要性がこれまでになく強調されるに至っております。民商事法を中心とした法整備支援の目的は、各経済主体が自由かつ安全に経済活動を行うことができる法制的基礎の確立を促進すること、これによって豊かで安定した社会の実現を促し、我が国を含む国際社会の平和と繁栄に資することということができると思いますが、このような法整備支援は、知的支援の典型的なものであり、また、その中でも極めて重要なものといえましょう。

法務総合研究所では、このような状況を踏まえ、平成13年度予算要求に際し、国際協力部の新設及びこれに伴う各種予算を要求したところ、これまでの実績が高く評価され、その必要性が認められたものです。これもひとえに皆様方の御支援によるものと深く感謝申し上げる次第です。

こうして、法整備支援について、政府がこれを本格的に実施する組織体制が整えられることになりました。当然のことながら、少数の職員を除き、私を含む大多数の職員は、この分野の経験がありませんが、職員一同、開拓者の気概をもってこの仕事に取り組んでいく決意です。皆様の御指導と御支援をお願い申し上げます。

なお、国際協力部は、本年12月ころ、現在大阪中之島に建築中の合同庁舎（大阪高等・地方検察庁等が入る予定のもの）に本拠を移す予定です。同庁舎には、法務総合研究所国際連合研修協力部が運営する国連アジア極東犯罪防止研修所（UNAFEI）の分室も置かれる予定であり、両者相まって、大阪が法務省の実施する国際協力の一大拠点となります。

国際協力部は、本年度、従前から継続してきたヴィエトナム、カンボディア等を対象とした研修を実施するほか、前年度における調査を踏まえ、ラオスを対象とする本格的な研修を実施する予定です。

また、モンゴルやウズベキスタンについての基礎的調査、ラオスへの短期専門家の派遣、本年7月にロシア・ペテルスブルクで世界銀行により開催される法整備支援に関する国際会議への参加、本年9月13日に予定されている法整備支援連絡会の開催、来年2月に予定されている裁判外紛争処理（ADR）に関する国際シンポジウム等、多くの業務が予定されております。

このように当面各種事業が目白押しですが、我が国による法整備支援の背骨ともいべき中長期的な方針を策定すること、これによって既に支援を行っている国への支援の内容・形態を見直し、その一層の充実を目指すこと、内外の支援関係機関との連絡協調を図ること、支援対象国を拡げること、法整備支援に当たる部内・部外の人材を発掘・育成すること、法整備支援についての広報を活発化すること、法整備支援の過程で蓄積された情報を発信・提供することなどが今後の重要な課題であると考えております。

私は、異動前、刑事局国際課長の職にありました。同じ国際といっても、これは、国際捜査共助等の刑事における国際協力に関する事務を取り扱う部署で、発展途上国支援は、もとより初めての経験です。そこで、本年5月から6月にかけて早速ヴィエトナムを訪問し、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、法曹養成学校等を訪ね、関係者と意見を交換してきましたが、各種分野について様々な支援要請があり、その選択が極めて難しいということを感じました。効果的で効率的な支援を行うには情報と戦略が不可欠です。そのためにも、アジア諸国等の発展途上国における経済活動に携わり、その法制面における問題点を把握しておられる企業等の方々のお知恵を是非お借りしたいと思います。各種の機会を通じて、御意見や情報をお寄せくだされば誠に幸いです。

最後に、国際研修における講義や研修員による企業訪問等を始めとして各種の御協力をいただいている皆様にお礼を申し上げますとともに、会員及び関係者の方々の引き続き御理解と御支援を重ねてお願い申し上げます。

<第一部> 第十回理事会・第九回評議員会

第10回理事会・第9回評議員会

平成13年5月21日

午後4時開会

法曹会館 高砂の間



伊藤正会長 挨拶

本日は当財団の第10回理事会及び第9回評議員会開催にあたり、ご多忙中のところお集まりいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、1990年代後半から日本政府のアジア及びその周辺諸国に対する法制度整備支援の取り組み体制が強化され、これに係る諸事業が積極的に推進されて来ておりますこと、関係者皆様よくご存知のとおりであります。

特に、新聞でも報道がありましたとおり、日本のODA支援総額が減少してきておりますが、国際協力事業団の法制度整備支援に対する予算枠は、その事業拡大に対応し、むしろ増額されております。

これは、当財団の国際協力事業団からの受託事業の実績に限って見ましても、平成9年度から11年度の3カ年は平均年間受託金額が15百万円前後でありましたが、平成12年度は45百万円となり、平成13年度予算では63百万円に拡大する見込みとなっていることに端的に示されております。

この国際協力事業団からの受託事業の増加は、ベトナム研修やマルチ研修など人的育成のための研修事業に加え、カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成並びにベトナム民法の改正の二つの大きなプロジェクトが、日本の多数の学術・法曹関係者の協力のもとに軌道に乗ってきているものであり、これら事業の成果が順調に築きあげられつつありますことは、誠にご同慶の至りでございます。

更に法務省におかれましては、去る4月1日に新たに国際協力部が設けられ、民商事法分野についても国際研修や法整備支援事業に専門的に取り組まれる

体制が強化されましたことは、私ども民間の立場から見まして、将来に向け誠に心強いものを感じる次第であります。

この国際協力部及びその事務部門は今年11月に大阪に完成する法務合同庁舎に活動の拠点を移されますが、私ども財団としてもこれに対応し、大阪事務所を設け協力員1名を配置すると共に、関西の財団役員、会員企業他関係者の一層のご協力を仰ぎ、関西での活動に力を入れて行きたいと考えております。

又、本日の議事資料としてお配りしております平成12年度事業報告書及び平成13年度事業計画書にて詳細はご参照いただきますが、当財団の事業の一層の充実を計り、民商事法分野においてアジア各国に対する支援協力と相互理解を高めるため努めてまいりたいと思います。

特に21世紀を迎え、平成13年度は飛躍発展の年とすべく三つの主要イベントを実施する予定であります。

第一に9月に北京において、第6回日中民商事法セミナーを開催すると共に、5年を経過しました中国とのプロジェクトについて国務院経済体制改革弁公室の他社会科学院、対外経済貿易合作部などとも新たな関係構築に向け協議を行います。

第二には2年間にわたるADR調査研究の総まとめとして、2月に6カ国から専門家を招き、大阪においてアジア太平洋諸国ADRシンポジウムを開催します。

第三として、平成14年3月に予定されておりますカンボジア民法及び民事訴訟法草案の引き渡しを記念し、且つカンボジアに対する平成14年度以降の新たな協力関係の構築に向けて、3月にプノンペンにおいて、日本側は国際協力事業団、法務総合研究所及び当財団三者共催によりカンボジア政府と記念セミナーを開催します。

これら諸事業の発展拡大のためには、当財団の財政基盤の充実が不可欠であります。何分にも昨今の経済情勢の逆風のもとで、ここ1～2年は会員企業の減少を食い止め現状を維持するのが精一杯というのが実状でございます。

た。

昨年1年間を見ますと、退会10社に対し、ほぼ同数の新規入会もいただき、先行き明るさも見えてきておりますので、私としても当財団の活動の趣旨目的を更に広い範囲の方々にご理解を願い、会員の増加に向けて一層の努力を積んでまいり所存でおります。

この点、理事及び評議員をお受けいただいております企業の皆様にも、新規会員の募集にあたり、ご関係の先に広くお声をかけていただき、ご協力を賜りたく、この場をお借りし、お願い申し上げる次第です。

さて、本日の理事会では任期途中であり、理事、評議員他大幅な改選はございませんが、評議員については、法務総合研究所総務企画部栃木庄太郎部長が山口地方検察庁検事正にご栄転されましたことにより、その後任の小貫芳信部長と、新設されました国際協力部の尾崎道明部長のお二人に新たに就任をお願いしたいと思います。

又、学術評議員につきましては、ここで任期満了となります射手矢好雄弁護士及び中務嗣治郎弁護士には再任をいただきたいと思います。

更に、この3月末に東京大学副学長を退官され、成蹊大学教授になられました青山善充教授及び当財団設立時法務総合研究所総務企画部長として大変お世話になり、且つ当財団活動のバックアップ組織として、石川国際民商事法センター設立にご尽力いただきました本江威蔵公証人のお二人に新たに学術評議員に就任をお願いしたく、後ほど理事会にお諮りしますので、よろしくご審議をお願いいたします。

尚、濱田邦夫弁護士が最高裁判所判事にご栄転されたことに伴い、当財団の学術評議員を辞任されましたのでご報告申し上げます。

最後に、当財団の活動、運営に常日頃ご協力いただいております役員及び会員の方々並びに法務総合研究所他関係者の皆様に改めて厚く御礼を申し上げると共に、当財団の発展のため、一層のご支援をお願いしまして、私のご挨拶を終わらせていただきます。

財団法人国際民商事法センター第十回理事会議事録

- 1 開催日時 平成13年5月21日(月)16時00分～17時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 理事37人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 8人
代理人出席 25人
(他の理事を代理人とする者 20人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者5人)
書面による表決 4人
- 4 付議事項
第1号議案 評議員推薦の件
第2号議案 学術評議員推薦の件
第3号議案 平成12年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第4号議案 平成13年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第23条第4項の規定により、理事長岡村泰孝が議長として着席、議事に先立ち議長の要請により会長伊藤正から挨拶があり、次いで法務総合研究所国際協力部について同部尾崎道明部長から概要の説明があった。

- (1)第1号議案 評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (2)第2号議案 学術評議員推薦の件は、原案通り推薦することについて全員一致をもって承認可決した。
- (3)第3号議案 平成12年度事業報告、収支決算及び財産目録の件につき、議長は審議に先立ち、木村榮作、中川英彦両監事に監査結果の報告を求め、両監事は平成12年度における業務及び会計については、適正である旨報告した。
次いで議長は、本議案を第九回評議員会に諮問した。
評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。
次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成12年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

(4)第4号議案 平成13年度事業計画及び収支予算の件につき、議長は審議に先立ち第九回評議員会に諮問した。

評議員会議長前田宏からは、本議案について審議の結果、評議員会として異議なく、助言すべき事項もない旨理事長に答申することにつき承認可決した旨答申があった。

次いで、本議案について理事会の審議に移り、平成13年度事業計画及び収支予算の件は、原案通り全員一致をもって承認可決した。

議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席理事を議事録署名人に指名した。

- 1 小杉 丈夫
- 2 枇杷田 泰助

以上をもって、本日の議事はすべて終了した。

議長は議決事項を明かにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成13年5月21日

議長

岡村泰孝

議事録署名人

小杉丈夫

議事録署名人

枇杷田泰助

財団法人国際民商事法センター第10回理事会出席者

理事会社

(アイエオ順、敬称略)

会 社 名	理 事		出 席 ・ 欠 席	
	役 職	氏 名	代理出席者の役職	氏 名
旭化成工業㈱	常任相談役	弓倉 礼一	本人出席	
アサヒビール㈱	名誉会長	樋口 廣太郎	議長宛委任状	
石川島播磨重工業㈱	会 長	稲葉 興作	法務室室長	中村 孝英
大阪瓦斯㈱	相談役	大西 正文	議長宛委任状	
関西電力㈱	相談役	宮崎 勇	議長宛委任状	
㈱クボタ	相談役	三野 重和	議長宛委任状	
㈱小松製作所	会 長	片田 哲也	議長宛委任状	
新日本製鐵㈱	社 長	千速 晃	書面表決	
住友金属工業㈱	名誉会長	新宮 康男	議長宛委任状	
住友商事㈱	名誉顧問	伊藤 正	本人出席	
住友電気工業㈱	相談役	川上 哲郎	議長宛委任状	
東京海上火災保険㈱	社 長	樋口 公啓	文書法務部長	海野 哲也
東京電力㈱	相談役	那須 翔	書面表決	
㈱東京三菱銀行	相談役	高垣 佑	議長宛委任状	
㈱東芝	会 長	西室 泰三	議長宛委任状	
東レ㈱	会 長	前田 勝之助	議長宛委任状	
トヨタ自動車㈱	社 長	張 富士夫	法務部主担当員	佐藤 泰治
㈱日本興業銀行	常務執行役員	谷代 正毅	議長宛委任状	
日本電気㈱	会 長	佐々木 元	議長宛委任状	
日本電信電話㈱	社 長	宮津 純一郎	議長宛委任状	
日本郵船㈱	会 長	根本 二郎	書面表決	
㈱日立製作所	相談役	三田 勝茂	議長宛委任状	
松下電器産業㈱	名誉会長	松下 正治	法務本部法務グループITチーム参事	金子 啓子
三井物産㈱	特別顧問	江尻 宏一郎	議長宛委任状	
三菱重工業㈱	会 長	増田 信行	法務部長	深井 直人
三菱商事㈱	会 長	植原 稔	議長宛委任状	

個人理事

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	岡村 泰幸	出席
㈱博報堂 相談役	磯邊 律男	出席
弁護士	稲田 克巳	議長宛委任状
弁護士	小杉 丈夫	出席
法務省法務総合研究所 所長	頃安 健司	出席
弁護士	原田 直郎	議長宛委任状
(財)民事法務協会 顧問	枇杷田 泰助	出席
㈱電通 電通総研研究所長	福川 伸次	議長宛委任状
(財)台湾協会 理事長	梁井 新一	議長宛委任状
弁護士	渡邊 悟朗	書面表決
事務局長	金子 浩之	出席

監事

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	木村 榮作	出席
住商リース㈱ 副社長	中川 英彦	出席

特別顧問

現 職	氏 名	出 席・欠 席
トヨタ自動車㈱ 名誉会長	豊田 章一郎	欠席
弁護士	三ヶ月 章	出席

財団法人国際民商事法センター第九回評議員会議事録

- 1 開催日時 平成13年5月21日(月)16時00分～17時00分
- 2 開催場所 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号
法曹会館「高砂の間」
- 3 出席者 評議員35人(出席者名簿別添)
内訳 本人出席 6人
代理人出席 28人
(他の評議員を代理人とする者 25人)
(理事長の承認を得た者を代理人とする者3人)
書面による表決 1人

4 付議事項

- 第1号議案 平成12年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
- 第2号議案 平成13年度事業計画及び収支予算の件

5 議 事

寄附行為第26条第4項の規定により、評議員前田宏が理事長岡村泰孝から本日の評議員会の議長に指名され着席。

議事に先立ち会長伊藤正から挨拶があり、次いで法務総合研究所国際協力部について同部尾崎道明部長から概要の説明があった。

理事長岡村泰孝から第1号及び第2号の各議案について、評議員会において審議し、助言されたい旨の諮問を受けた。

- (1)第1号議案 平成12年度事業報告、収支決算及び財産目録の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。
- (2)第2号議案 平成13年度事業計画及び収支予算の件は、理事長からの諮問に対し、原案について異議なく、また助言すべき事項はない旨理事長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

最後に議長は寄附行為第27条の規定により、下記2名の出席評議員を議事録署名人に指名した。

- 1 西 迪雄
- 2 中野 貞一郎

以上をもって、本日の議事はすべて終了し、議長は議決事項を明かにするため、議事録を作成し、議事録署名人とともに署名押印する。

平成13年5月21日

議長

前田 宏

議事録署名人

西 迪雄

議事録署名人

中野貞一郎

財団法人国際民商事法センター第8回評議員会出席者

(アルファ順、敬称略)

評議員会社

会 社 名	評 議 員		出 席 ・ 欠 席	
	役 職	氏 名	代理出席者の役職	氏 名
旭硝子㈱	会 長	瀬谷 博道	議長宛委任状	
伊藤忠商事㈱	社 長	丹羽 宇一郎	議長宛委任状	
㈱大林組	社 長	向笠 慎二	議長宛委任状	
オリックス㈱	会 長	宮内 義彦	議長宛委任状	
川崎重工業㈱	会 長	亀井 俊郎	議長宛委任状	
サントリー㈱	会 長	鳥井 信一郎	議長宛委任状	
三洋電機㈱	相談役	高野 泰明	議長宛委任状	
㈱三和銀行	相談役	佐伯 尚孝	議長宛委任状	
住友化学工業㈱		欠 員		
ソニー㈱	顧 問	愛甲 次郎	議長宛委任状	
大成建設㈱	相談役	山本 兵藏	議長宛委任状	
大和証券SBキャピタルマーケットズ㈱	社 長	清田 瞭	議長宛委任状	
東京瓦斯㈱	会 長	安西 邦夫	総務部法務室室長	綿引 達郎
日商岩井㈱	相談役	西尾 哲	法務部担当部長	佐々木 久雄
日本航空㈱	社 長	兼子 勲	執行役員・法務部長	三好 晋
日本生命保険(相)	会 長	伊藤 助成	議長宛委任状	
野村證券㈱	社 長	氏家 純一	議長宛委任状	
㈱富士銀行	会 長	橋本 徹	議長宛委任状	
富士通㈱	社 長	秋草 直之	議長宛委任状	
丸紅㈱	社 長	辻 享	議長宛委任状	
三井海上火災保険㈱	最高執行責任者	井口 武雄	議長宛委任状	
㈱三井住友銀行	相談役	森川 敏雄	議長宛委任状	
三菱化学㈱	会 長	三浦 昭	議長宛委任状	
三菱電機㈱	相談役	北岡 隆	議長宛委任状	

個人評議員

現 職	氏 名	出 席・欠 席
弁護士	石川 正	出席
弁護士	小野 昌延	出席
弁護士	河本 一郎	書面表決
大阪大学 名誉教授	熊谷 信昭	議長宛委任状
法務総合研究所 総務企画部長	栃木 庄太郎	欠席
駿河台大学 学長	竹下 守夫	議長宛委任状
弁護士	長島 安治	議長宛委任状
奈良産業大学 教授	中野 貞一郎	出席
弁護士	西 迪雄	出席
弁護士	野田 愛子	出席
弁護士	前田 宏	出席
弁護士	本林 徹	議長宛委任状
(財)地球環境戦略研究機関	森島 昭夫	議長宛委任状

平成12年度事業報告書

(平成12年4月1日～平成13年3月31日)

1 役員会の開催

(1)第九回理事会

第九回理事会を以下の通り開催した。

日 時： 平成12年5月23日 16:00～17:00

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 理事35名

(本人出席6名、代理人出席26名、書面による表決権行使者3名)

理事長岡村泰孝が欠席のため、寄附行為の規定により、会長伊藤正が理事長に代行し議長として議事を進め、以下の議案についてそれぞれ全員一致をもって承認可決した。

議案：第一号議案 任期満了に伴う理事及び監事推薦の件

第二号議案 会長、理事長及び事務局長互選の件

第三号議案 任期満了に伴う特別顧問推薦の件

第四号議案 任期満了に伴う評議員推薦の件

第五号議案 任期満了に伴う学術評議員推薦の件

第六号議案 平成11年度事業報告、収支決算及び財産目録の件

第七号議案 平成12年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

弁護士 稲田 克巳

弁護士 小杉 丈夫

今回推薦された理事、監事、特別顧問、評議員及び学術評議員は平成12年5月23日付で伊藤正会長より委嘱された。(役員名簿は企業会員名簿と共に末尾に添付。)

(2)第八回評議員会

第八回評議員会を以下の通り開催した。

日 時： 平成12年5月23日 16:00～17:00

場 所： 法曹会館 高砂の間

出席者： 評議員38名

(本人出席5名、代理人出席31名、書面による表決権行使者2名)

理事長岡村泰孝が欠席のため、寄附行為の規定にもとづき、理事長代行の会長伊藤正により、評議員前田宏が議長に指名され、第一号議案については原案通り全員一致をもって承認可決し、第二号及び第三号議案については、理事会議長からの諮問に対し、異議なく、また助言すべき事項はない旨、理事会議長に答申することを全員一致をもって承認可決し、その旨答申した。

議案：第一号議案 会長による理事及び監事委嘱承認の件
第二号議案 平成11年度事業報告、収支決算及び財産目録の件
第三号議案 平成12年度事業計画及び収支予算の件

議事録署名人として、以下の2名が指名された。

弁護士 中野 貞一郎
弁護士 野田 愛子

2 法整備支援受託事業並びに同関連事業

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

平成12年度より年4回実施。（従来は年2回）

①第10回ベトナム研修

研修期間：平成12年5月30日～6月30日（4週間）

研修実施場所：国際協力事業団大阪国際センター及び法務総合研究所

研修主要内容：「日本における犯歴・戸籍登録制度について」を主要テーマとし、我が国の法体系の概要、裁判制度、刑事司法制度、弁護士制度及び民法の概要等を研修、さらに犯歴及び戸籍登録制度について研修し、東京地検、大阪法務局、茨木市役所などを見学した。

研修員：司法省関係者10名

チャン・タット	司法省公証・戸籍・国籍・犯歴管理局局長代行
グエン・ヴァン・タイン	司法省刑事・行政法局副局長
ド・トゥアン・ニャー	ヴィンロン省司法局局长
グエン・ヴァン・フン	カインホア省司法局局长
ド・ティ・トゥイ・ラン	司法省公証・戸籍・国籍・犯歴管理局法務専門官
ファム・ティ・ホア	司法省法律普及・教育局法務専門官
チュオン・ティ・ホア	司法省官房総務課法務専門官
ド・ミン・タム	司法省官房法務専門官
レ・ディン・ミン	政府組織・幹部委員会公務員局上席専門官
グエン・ティン・ビン	司法養成学校養成科副主任

②第11回ベトナム研修

研修期間：平成12年9月18日～10月13日（4週間）

研修実施場所：国際協力事業団大阪国際センター及び法務総合研究所

研修主要内容：「日本における弁護士制度及びWTO加盟問題」を主要テーマとし、我が国の法体系の概要、アジア諸国の法と日本の法比較論、WTO加盟問題について、WTOの概略、WTOの紛争解決問題、WTOの紛争解決における法律サービスに関する交渉とベトナム加盟交渉、WTOの紛争解決における弁護士の役割について研修。弁護士制度については、弁護士・弁護士会の役割、弁護士の自治と弁護士倫理、涉外弁護士の業務等について研修、司法研修所、日本弁護士連合会、弁護士事務所を訪問した。また、金沢において石川国際民商事法センターの主催による講演会（講師駿河台大学竹下守夫学長）、演題「日本の司法制度改革」に参加した。

研修員：司法省関係者10名

ホアン・フォック・ヒエップ	司法省国際法・国際協力局副局長
レ・マイン・ルアン	共産党内政委員会事務局長
ファン・ヒュー・トゥー	司法養成学校学長代行
グエン・キム・ソン	ハイズオン省人民裁判所所長
グエン・アム・ヒュー	司法省民事・経済法局副局長
グエン・ヒュー・チー	商業省法制局副局長
チャン・ヴァン・クアン	司法省人事・研修局副局長
ズオン・ティ・ゴック・チェン	司法省国際法・国際協力局法務専門官
ホアン・ミン・チェン	ハノイ法科大学経済法学部講師
ド・ティ・ゴック	司法省法理科学研究所研究官

③第12回ベトナム研修

研修期間：平成12年10月16日～11月10日（4週間）

研修実施場所：国際協力事業団大阪国際センター及び法務総合研究所

研修主要内容：「検察権行使における現状、課題及びその対策」を主要テーマとし、我が国の法体系の概要、アジア諸国の法と日本の法比較論、日本の刑事司法手続の概要、司法制度改革の歴史、法務検察の人事制度、法曹制度、検察制度、弁護士法、弁護士制度等、さらには行政監察制度、国税犯則制度、会計検査制度、預金保険機構の組織等について研修、東京地検、司法研修所等を訪問、最高裁判所、国会議事堂等を見学した。

研修員：検察院関係者10名

クアット・バン・ガー	最高人民検察院次長検事
マイ・アン・トン	最高人民検察院刑事裁判監査局次長
トラン・ディン・カン	最高人民検察院行政・経済・労働・破産事件解決局次長
アウ・バン・トゥ	最高人民検察院不服申立解決局次長

グエン・ガク・シウエン	最高人民検察院上級検察官
グエン・ヒウイ・トルン	最高人民検察院上級検察官
トリン・カク・トリウ	ハイフォン人民検察院次席検事
バン・ドク・ズアット	ゲアン人民検察院次席検事
レ・ティ・カム	ソクチャン人民検察院次席検事
トルン・クアン・フク	ロンアン人民検察院次席検事

④第13回ベトナム研修

研修期間：平成12年11月20日～12月15日（4週間）

研修実施場所：国際協力事業団大阪国際センター及び法務総合研究所

研修主要内容：「倒産法における現状、課題及びその対策」を主要テーマとし、我が国の統治機構と立法手続、裁判制度と司法権の独立、民事訴訟法、民事執行法、担保法、倒産法、倒産処理の実務について研修。更にベトナム破産法を題材にワークショップを実施し、アジア・太平洋諸国と日本の倒産法との比較論の講義を受け、最高裁、東京・大阪地裁、東京簡裁、司法研修所を訪問し、債権者集会を見学した。

研修員：最高人民裁判所関係者9名

ド・カオ・タン	最高裁判所経済裁判所裁判所長
ゴ・クオン	裁判科学研究所副所長
チュー・ハーイ・タイン	最高裁判所ホーチミン市上訴部裁判官
マイ・アイン・ザップ	カオバン省人民裁判所所長
グエン・ゾアン・ムイ	最高裁判所労働裁判所法務上級専門官
グエン・タン	最高裁判所刑事裁判所法務上級専門官
ト・ズン	最高裁判所経済裁判所法務上級専門官
チャン・ティ・ホア	最高裁判所民事裁判所法務上級専門官
チュー・タイン・クアン	裁判科学研究所法務専門官

(2) 国際民商事法研修（マルチ研修）

平成12年度の研修も、カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナムの6ヶ国からの計12名に、日本人研修員5名が加わり、合計17名により以下の通り実施された。

第5回マルチ研修

研修期間：平成13年1月22日～2月23日（5週間）

研修実施場所：国際協力事業団大阪国際センター及び法務総合研究所

研修主要内容：「円滑な民商事取引のための法制度の研究」を主要課題とし、「物的担保制度の比較研究」及び「会社制度の比較研究」をサブテーマにして、講義受講、見学、カントリーレポートの発表、グループディスカッションを行った。講義は、我が国の法体系、立法手続、裁判制度の概要、

アジア諸国の法と日本の法比較論について受講。見学は、法務省、最高裁判所、司法研修所、大阪地方裁判所、渉外弁護士事務所、トヨタ自動車㈱等を訪問、見学した。

研 修 員：

研修員：(カンボジア)

ト・リット 商業省知的財産部商標登録室審査訴訟係
主任審査官

ミアス・ソペック 司法省人事研修局監査室副主任

(中国)

ザン・ハオ 黒竜江省法務部商法課課長補佐

カイ・チャンチ 福建省厦門経済特区トーチン工業開発区
管理委員会経済開発課員

(ラオス)

ピエビーニット・ソムボアン 商業観光省貿易観光経済研究所法制課長

シバット・センドゥオンチャン 司法省法制部副部長

(モンゴル)

ボロルマ・ラバクスレン 財務経済省行政管理部司法課員

バツスッヒ・ガンスッヒ 国会事務総局主任事務官

(ミャンマー)

ミヤ・テイン 高裁判所民事部長

ニャン・ナイ・ウィン 司法省長官ビャボン官房地方局副局長

(ベトナム)

グエン・ディン・クエン 国会事務総局法務部副部長

チャン・ヒューホン・チュオン ベトナム商工会議所管理部総務課長補佐

(日本)

辰田 淳 関西電力㈱総務室法務総括グループ

大津 英嗣 野村證券㈱法務部

武宮 英子 神戸家庭裁判所判事補

高須 司江 横浜地方検察庁検事

高橋 史典 法務省大臣官房行政訟務課第三係長

(3)カンボジア法整備支援研修(カンボジア研修)

平成7年度から行われていた、国際協力事業団から最高裁判所、法務省及び日本弁護士連合会の三機関に委託された国別特設研修は、本年度は見送りとされ、下記(4)民法・民事訴訟法特別研修が優先して実施された。但し、本年度はこれとは別に法務省独自の予算による民事法制度研修及び司法省次官2名を日本に招聘し特別研修が行われ、当財団も支援協力した。

①民事法制度研究研修

研 修 期 間：平成13年2月20日～3月5日（2週間）

研修実施場所：法務総合研究所

研修主要内容：日本に民法及び民事訴訟法について両部会委員による講義受講。
登記情報センター、東京地方裁判所の見学。

研 修 員：

タン・セナロン	シエムリアップ州裁判所判事
ハン・シター	ブレイヴェン州裁判所判事
チン・チワー	ブノンペン市裁判所検事
イム・ソパーン	司法省法律専門官
プー・ソムビー	司法省法律専門官(大臣補佐官)
プン・ホン	カンボジア王国弁護士会事務局長

②司法省次官2名個別一般研修

研 修 期 間：平成13年2月15日～2月21日（1週間）

研修実施場所：国際協力事業団東京本部

研修主要内容：カンボジア法整備支援国内支援委員会、同民法部会、民訴法部会
委員との協議、法務省、最高裁判所、日本弁護士連合会を訪問。

研 修 員：アン・ボン ワッタナ次官
スイ・ヌー 次官

(4)カンボジア民法・民事訴訟法特別研修(カンボジア特別研修)

民法・民訴法の起草作業を更に充実・強化するため、同国の起草作業メンバー等を研修員として招き、各作業部会の委員による講義、関係施設の見学などを内容とする研修を以下の通り行った。

①民事訴訟法起草支援研修

研 修 期 間：平成12年7月10日～7月21日（2週間）

研修実施場所：法務総合研究所、国際協力事業団東京国際研修センター

研修主要内容：我が国の民事訴訟法の概要の研修、用語定義会議及び東京地方裁判所の法廷傍聴。

研 修 員：

ポール・ニーエン	控訴裁判所判事
ソー・スパーリ	ブノンペン市裁判所所長
サリ・ティアラ	控訴裁判所判事 *第四回研修員
ヒン・ティリッツ	コンボンチュナン州裁判所判事
フット・ブッティ	司法省民刑事局民事課次長
エック・チャン・フット	司法省民刑事局法務担当官

①民法起草支援研修

研修期間：平成12年8月31日～9月15日（2週間）

研修実施場所：法務総合研究所、国際協力事業団東京国際研修センター

研修主要内容：我が国の民法の概要の研修、用語定義会議及び法務省登記情報センター見学。

研修員：

サムレット・ソボル	控訴裁判所判事
リム・ヴォーン	国土管理都市計画建設省地籍地理総局次長
ヒー・ソピアー	カンダル州裁判所所長
ユー・ブンレン	控訴裁判所判事
ヌウ・ヤロアット	控訴裁判所判事
ヘーン・プレーヤー	控訴裁判所検事
モン・モニチャリヤー	プノンペン市裁判所判事
シェク・ワッナー	国土管理都市計画建設省地籍地理総局 土地登記局局長
イム・チャムナブ・ピアカダイ	商業省法務局商法課次長
スン・パニャヴァット	司法省民刑事局検察課次長
ヒエン・リット	司法省法務担当官

(5)カンボジア法制度整備

カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成プロジェクトの2年目を迎え、当財団は国際協力事業団からの委託契約にもとづき、国内委員会、民法及び民事訴訟法両作業部会の運営や現地長期派遣専門家との連絡調整等事務局業務を行った。

カンボジア法制度整備国内支援委員会 当年度10回開催

当年度新委員

堀 嗣重 貴 法務大臣官房秘書課企画室長
齊藤 雄彦 法務総合研究所総務企画部副部長

民法作業部会新委員 当年度14回開催

当年度新委員

徳田 園恵 法務省民事局付
黒川 裕正 法務総合研究所総務企画部研究官

民事訴訟法作業部会新委員 当年度12回開催

当年度新委員

高田 昌宏 大阪市立大学法学部教授
武智 克典 法務省民事局付

現地ワークショップの開催実績

(民法)

①平成12年5月8～9日

担 当： 新美育文教授

テーマ： 人的担保(保証)

②平成12年6月27～28日

担 当： 能見善久教授

テーマ： 債務編

③平成12年7月3～6日

担 当： 山本豊教授、森島昭夫教授、佐藤恵太教授

テーマ： 自然人、不法行為、知的財産法

④平成12年7月31日～8月3日

担 当： 鎌田薫教授、棚村政行教授

テーマ： 契約各則、家族法

⑤平成12年10月4～5日、10月10～12日

担 当： 佐藤恵太教授、浦川道太郎教授、松本恒雄教授

テーマ： 知的財産権・物権

⑥平成12年11月24日

担 当： 野村豊弘教授、能見善久教授

テーマ： 抵当権、債務編

⑦平成12年12月12～13日

担 当： 新美育文教授

テーマ： 法人

同12年12月25～28日

担 当： 鎌田薫教授、能見善久教授

テーマ： 売買、債務編

⑧平成13年1月22～24日

担 当： 野村豊弘教授、佐藤恵太教授

テーマ： 担保物権

⑨平成13年2月8～12日

担 当： 松本恒雄教授、野村豊弘教授

テーマ： 物権各論、債権譲渡

(民事訴訟法)

①平成12年4月24～25日

担 当： 上原敏夫教授、三木浩一教授

テーマ： 訴訟費用、訴え、口頭弁論及びその準備

②平成12年8月17～18日

担 当： 竹下守夫教授、春日偉知郎教授、松下淳一教授

テーマ： 証拠

③平成12年11月2～3日

担 当： 山本和彦教授、高田昌宏教授

- テーマ： 判決、判決によらない訴訟の終結
④平成13年1月5日、9～10日
担当： 池田辰夫教授、大村雅彦教授
テーマ： 少額訴訟

(6)ベトナム法制度整備

ベトナムについては従来からの国内支援委員会運営に加え、同民法改正共同研究のための作業部会が新たに編成され、これについても当財団は事務局業務を国際協力事業団から委託を受けることとなった。研究会のメンバーは以下のとおりであり、平成12年7月28日に第一回研究会を開催、平成13年3月末までに計6回の研究会を開催した。

民法改正共同研究会委員

森島 昭夫 財団法人地球環境戦略研究機関理事長
新美 育文 明治大学法学部教授
松本 恒雄 一橋大学大学院法学研究科教授
野村 豊弘 学習院大学法学部教授
佐藤 恵太 中央大学法学部教授
秋山 靖浩 早稲田大学法学部専任講師
内田 勝一 早稲田大学国際教育センター所長
角 紀代恵 立教大学法学部教授
秋山 仁美 法務総合研究所研修第一部教官
舟橋 秀明 早稲田大学法学部助手(事務局研究員)

(7) その他諸国研修等

ラオス研修

法務省及び名古屋大学が共同で実施する第3回ラオス法整備支援研修の研修員10名と懇談昼食会を開催した。

日時： 平成12年11月17日

場所： レストラン日比谷パレス

出席者： 法務総合研究所、日本弁護士連合会及び当財団

ラオス司法省カウンターパート研修

国際協力事業団がラオス司法省の担当官1名を招聘し、日本の立法手続、司法制度及びその運用、法整備支援の方針及び内容、法学教育の実態等について理解を深めることを目的とした研修で、当財団が受託窓口となり、法務総合研究所により実施された。

研修員： カンボン・ボマニボン司法省法制部刑事法制室長

期間： 平成13年3月21日～4月27日

研修場所： 法務総合研究所

研修内容： 立法手続、民事刑事手続、法整備支援事業、公証人制度、裁判官研修概要、民事執行手続、保全手続、執行官制度、弁護士制度、弁護士倫理、法学教育

(8) 日韓パートナーシップ研修

韓国大法院及び日本法務省の協力で平成11年度にスタートした本研修に当年度も当財団は全面的に支援した。研修は前回同様ソウルと東京においてそれぞれ実施された。

韓国セッション 平成12年5月22日～5月27日（一週間）

場所：大韓民国法院公務員教育院

日本セッション 平成12年9月21日～9月27日（一週間）

場所：法務総合研究所

主題： 会社法及び会社登記実務に関する諸問題

本研修の一環として講演会「日韓比較会社法」を法務総合研究所及び当財団の主催により、以下のとおり開催した。

日時： 平成12年9月25日(月)13:00～17:30

懇談会 17:45～19:30

場所： 法曹会館高砂の間

司会： 王舜模 早稲田大学大学院法学研究科客員教授

講演： 「日本会社法をめぐる最近の動向と課題－日韓比較の観点から」

酒巻俊雄 名古屋経済大学教授

「韓国会社法をめぐる最近の動向と課題－日韓比較の観点から」

李範燦 名古屋経済大学教授

討論： 「日韓会社法をめぐる最近の動向と課題－日韓比較の観点から」

酒巻俊雄教授・李範燦教授

(コーディネーター)王舜模教授

(9) アジア開銀研修

アジア開銀（ADB）はアジア諸国に対する法整備支援活動としての研修プログラムを有しており、法務省が日本側当事者としてこれを受け、当財団も積極的に協力し以下の通り実施した。

期 間： 平成12年5月18日～7月16日(70日間)

参加国： 中国、インド、ネパール、パキスタン、フィリピン及びタイの六カ国から各国2名計12名(主として司法省職員)に日本人研修員3名(裁判官、検事)が参加。

研修場所：法務総合研究所

研修内容：講義： 日本の法制度概要、民商事基本法、経済取引関係法、金融関係法、企業活動、官民の役割分担

見学： 国会、最高裁、東京地裁、司法研修所、法務省、法務局等

3 シンポジウム等運営事業

(1)第5回日中民商事法セミナー

中国の最近の立法の状況と間近にせまった同国の WTO 加盟をテーマに第5回日中民商事法セミナーを以下の通り実施した。

日 時： 平成12年11月9日 10:00～17:40 懇談会 17:50～20:00

場 所： 全国社会福祉協議会・灘尾ホール

主 催： 当財団

後 援： 法務総合研究所

挨拶： 伊藤正当財団会長

司会・コーディネーター： 小杉丈夫弁護士

講 演： ①中国の立法に関する進展状況

許 驊 国务院経済体制改革弁公室司長

日本側コメント

射手矢好雄 弁護士

② WTO 加盟と中国の法制建設

趙 健 中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁員

日本側コメント及びパネル討論

横澤 力 通産省通商政策局通商協定管理課公正貿易推進室
課長補佐

松下満雄 成蹊大学教授

③物権法における不動産登記制度に関する基本的検討

孫憲忠 社会科学院法学研究所民法研究室主任

日本側コメント及びパネル討論

野村好弘 東京都立大学教授

曾我貴志 弁護士

物権法総括コメント

星野英一 東京大学名誉教授

④総括 三ヶ月章 東京大学名誉教授

参加者：105名

同大阪講演会

日 時： 平成12年11月10日 14:30～18:00 懇談会 18:10～20:00

場 所： KKRホテル大阪 翠の間

講 演： 中国の最近の立法の概況

許 驊 国务院経済体制改革弁公室司長

中国の WTO 加盟に伴う法制度面での影響と対応

趙 健 中国国際経済貿易仲裁委員会仲裁員

中国の物権法制定の状況とその概要

孫憲忠 社会科学院法学研究所民法研究室主任

日本側コメント及び質疑応答

コメンテーター 立法概況・物権法 季衛東 神戸大学教授

WTO 櫻田嘉章京都大学教授

参加者：65名

(3) 他団体との共催事業

当財団は以下の行事に参加した。

①名古屋大学法学部創立50周年記念国際シンポジウム

「アジア法整備支援」と国際協力

日時：平成12年9月13日、14日

場所：名鉄ニューグランドホテル

主催：名古屋大学大学院法学研究科、名古屋大学法学部アジア太平洋地域
法政研究教育事業基金

②第2回法整備支援連絡会

ワークショップ「わが国法整備の援助戦略はどのようにあるべきか」

日時：平成12年10月11日

場所：国際協力事業団 国際協力総合研修所

共催：JICA、法務省

懇親会：18:00～19:00

③第5回ローエイシア法と経済セミナー

「アジア諸国の汚職の現状と各国の取り組み」

日時：平成12年10月19日 14:00～16:00

場所：法曹会館 高砂の間

講師：北田幹直国際連合研修協力部長(アジア研所長)

共催：日本ローエイシア友好協会、(社)国際商事法研究所

4 調査研究事業

(1) ADR(Alternative Dispute Resolution)調査研究

当年度は対象国での本格的実態調査をJETROの協力を得て、以下の通り実施した。

1) シンガポール

出張者：池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授

田邊誠広島大学法学部教授、

期間：平成12年11月1日～8日

訪問先： ローエイシアビジネス部会、Baker& McKenzie、シンガポール弁護士会、住友商事シンガポール支店、Singapore Mediation Centre、Singapore International Arbitration Centre

7)インドネシア

出張者： 小原正敏弁護士
同行者： 法務総合研究所総務企画部 西岡勇次郎主任研修専門官
期 間： 平成13年2月20日～25日
訪問先： ジャカルタ中央区地方裁判所、Ali Budiardjo,Nugroho,Reksodiputo 法律事務所、カラワン郡地方裁判所、ジェトロ事務所、インドネシア住友商事、インドネシア大学

8)中国

出張者： 池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授
同行者： 当財団 金子浩之事務局長
法務総合研究所 総務企画部企画課 戸根省吾
期 間： 平成13年3月13日～17日
訪問先： ジェトロ北京センター、日本大使館、住友商事中国総代表室、北京仲裁委員会、中国社会科学院、中国国際経済貿易仲裁委員会、北京市労働争議仲裁委員会、对外経済貿易大学、森綜合法律事務所 北京事務所、錦天城法律事務所、中国国際経済貿易仲裁委員会上海分会、上海市第2人民中級人民法院、大江橋法律事務所上海事務所、

9)韓国

出張者： 中野俊一郎神戸大学大学院法学研究科教授
同行者： 法務総合研究所 総務企画部 三村篤、林金一郎
期 間： 平成13年3月26日～29日
訪問先： 漢陽大学石光現教授、延世大学金洪奎名誉教授、建国大学梁炳晦教授、大韓商事仲裁院、外国投資オンブズマン事務所、Chang Moonchul 警察大学校教授、東国大学校金祥洙法科大学校教授

10)オーストラリア

出張者： 上田卓哉弁護士
池田辰夫大阪大学大学院法学研究科教授
同行者： 法務総合研究所 総務企画部企画課 佐藤雄咲課長補佐
期 間： 平成13年3月26日～31日
(池田教授 3月26日～3月30日)
訪問先： ボンド大学、Ian Hanger、メルボルン郡裁判所、ビクトリア連邦地裁、Henry Jolson, Michael Pryles 教授、Allen Allen & Hemsley, Sir Lawrence Street, Blake Dawson Waldron, Mr. Gerald Raftesath, NSW 最高裁、オーストラリア住友商事

研究会の開催は以下の通り。

場 所： 大阪高等検察庁会議室

第4回： 平成12年5月26日

第5回： 平成12年7月21日

第6回： 平成12年10月6日

第7回： 平成12年12月22日

第8回： 平成13年3月2日

(2)海外現地調査

以下の通り現地調査のため財団事務局及びその関係者が出張した。

①カンボジア法整備支援民法部会現地ワークショップ及び調査に同行

出張者： 当財団相沢繁昌事務局次長

カンボジア法整備支援事務局 畑中久彌非常勤研究員

期 間： 平成12年12月10日～20日

訪問先： JICA カンボジア事務所、司法省にて新美育文明治大学教授による
ワークショップに参加、カンダル州、コンボンスプー州の土地紛争
解決小委員会、裁判所、国土管理都市計画建設局

目 的： 土地をめぐる紛争の現状と今後の見通しを調査し、民法起草の
参考資料を収集すること。

②ベトナム民法改正共同研究調査団に同行

出張者： ベトナム法整備支援事務局舟橋秀明研究員

期 間： 平成13年3月4日～9日

訪問先： JICA ベトナム事務所、司法省、投資計画省、共産党内政委員会

目 的： 民法施行後4年間のレビューのため

③平成13年度中国関係プロジェクトの打合せ(ADR 中国調査に同行)

出張者： 当財団金子浩之事務局長

期 間： 平成13年3月13日～17日

訪問先： 国務院経済体制改革弁公室

目 的： 第6回日中民商事法セミナーの下打合せ等

④カンボジア法制度整備評価・計画打ち合わせ調査に同行

出張者： 当財団金子浩之事務局長

期 間： 平成13年4月1日～8日(平成12年度予算にて執行)

訪問先： ソックアン官房長官、閣僚評議会、司法省、商業省、JICA 事務所、
大使館

目 的： 平成12年度評価及び平成13年度プロジェクト計画の確認、
プロジェクトに係る組織改善の確認、民法・民訴法関連法案についての
調整等

5 広報事業

(1)機関誌「ICCLC」

- 第11号 平成12年6月発行
平成11年度事業報告書、平成12年度事業計画書
「ベトナムの司法制度」を掲載
- 第12号 平成12年12月発行
第5回日中民商事法セミナー特集

(2)「ICCLC NEWS LETTER」

- 第11号 平成12年7月発行
アジア太平洋諸国ADR調査研究会報告
- 第12号 平成12年12月発行
第2回日韓パートナーシップ研修特集
- 第13号 平成13年3月発行
「ラオスで感じたこと」、ラオス司法制度概要、
「カンボジア新民法・新民事訴訟法の起草支援と法曹養成の取り組み」

(3)パンフレット作成

日本語パンフレット及び英文パンフレットを修正し、新版を作成した。

収 支 計 算 書

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	予算額	決算額	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	100,000	74,023	25,977
2会費収入	42,400,000	41,780,000	620,000
3法整備支援受託事業収入	42,000,000	45,432,727	△3,432,727
4雑収入	0	106,696	△106,696
当期収入合計(A)	84,500,000	87,393,446	△2,893,446
前期繰越収支差額	21,398,000	21,398,068	△68
収入合計(B)	105,898,000	108,791,514	△2,893,514
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	36,500,000	40,174,237	△3,674,237
法整備支援関連事業費	19,500,000	17,570,921	1,929,079
シンポジウム等運営事業費	9,300,000	6,066,626	3,233,374
調査研究事業費	9,000,000	6,168,034	2,831,966
広報事業費	2,600,000	2,098,094	501,906
事業費計	76,900,000	72,077,912	4,822,088
2管理費			
会議費	1,500,000	725,479	774,521
事務管理費	5,000,000	3,469,782	1,530,218
賃借料	6,080,000	5,881,275	198,725
人件費	3,500,000	3,059,123	440,877
管理費計	16,080,000	13,135,659	2,944,341
3固定資産関係費	900,000	554,796	345,204
4予備費	1,000,000	0	1,000,000
当期支出合計(C)	94,880,000	85,768,367	9,111,633
当期収支差額(A)-(C)	△10,380,000	1,625,079	△12,005,079
次期繰越収支差額(B)-(C)	11,018,000	23,023,147	△12,005,147

注:法整備支援受託事業収入及び同受託事業費が予算を超過したのは、国際協力事業団からの受託事業内容が増加、拡大したことによります。

収支計算書内訳(参考)

予算:平成12年度予算 決算:平成12年度決算

(単位:千円)

I 収入の部			
1 基本財産運用収入			
(予算) 50,000×0.2%(定期預金)=100 (決算) 50,000×0.15%(定期預金・中国ファンド)=74			
2 会費収入			
(年会費1口200千円)			
		予算	決算
理事・評議員会社	21,800(51社、109口)	21,200(50社、106口)	
一般会社	20,600(100社、103口)	20,580(102社、102.9口)	
計	42,400(151社、212口)	41,780(152社、208.9口)	
3 法整備支援受託事業収入			
		予算	決算
ベトナム研修	5,600	7,372	
マルチ研修	2,750	3,207	
カンボジア研修	2,000	0	
カンボジア特別研修	1,800	2,880	
カンボジア法制度整備	29,100	28,821	
ベトナム法制度整備	750	2,785	
ラオスカウンターパート研修	0	368	
計	42,000	45,433	
II 支出の部			
1 事業費			
法整備支援受託事業費			
		予算	決算
ベトナム研修	3,600	4,329	
マルチ研修	2,100	2,407	
カンボジア研修	1,600	0	
カンボジア特別研修	1,400	2,558	
カンボジア法制度整備	27,100	28,290	
ベトナム法制度整備	700	2,219	
ラオスカウンターパート研修	0	371	
計	36,500	40,174	
法整備支援関連事業費			
ベトナム研修	3,600	3,574	
マルチ研修	3,100	3,025	
カンボジア研修	1,000	457	
カンボジア特別研修	1,200	869	
カンボジア法制度整備	5,000	4,632	
ベトナム法制度整備	400	953	
その他諸国研修	500	148	
日韓パートナーシップ研修	1,700	1,664	
アジア開銀研修	3,000	2,249	
計	19,500	17,571	
シンポジウム等運営事業費			
日中民商事法セミナー	7,000	5,749	
国際民商事法講演会	1,500	0	
他団体との共催事業	800	318	
計	9,300	6,067	
調査研究事業費			
ADR調査研究	5,400	4,785	
海外現地調査	2,400	1,257	
資料収集配布等	1,200	126	
計	9,000	6,168	

広報事業費		予算	決算
	機関誌、NEWS LETTER発行	1,300	968
	パンフレット作成・ホームページ開設	800	787
	郵送費	500	343
	計	2,600	2,098
2管理費 会議費		予算	決算
	理事会、評議員会他役員会	1,000	323
	その他会議、会合費	500	402
	計	1,500	725
事務管理費			
	旅費交通費	1,700	1,502
	通信費	800	617
	備品消耗品費	500	306
	水道光熱費	230	233
	OA機器リース料	350	352
	その他諸経費	1,420	459
	計	5,000	3,469
事務所賃借料			
	家賃	4,480	4,379
	共益費	1,600	1,502
	計	6,080	5,881
人件費(人材派遣会社 業務委託料)	事務職一人	3,500	3,059
3固定資産関係費 事務所開設費 什器備品等購入			
	敷金(家賃値上げに伴う増し)	240	148
	間仕切、内装、パソコン等	660	406
	計	900	554

正味財産増減計算書

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 増加原因の部			
1基本財産運用収入		74,023	
2会費収入		41,780,000	
3法整備支援受託事業収入		45,432,727	
4雑収入			
受取利息	82,896		
雑収入	23,800		
		106,696	
合 計			87,393,446
II 減少原因の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	40,174,237		
法整備支援関連事業費	17,570,921		
シンポジウム等運営事業費	6,066,626		
調査研究事業費	6,168,034		
広報事業費	2,098,094		
		72,077,912	
2管理費			
会議費	725,479		
事務管理費	3,469,782		
賃借料	5,881,275		
人件費	3,059,123		
		13,135,659	
3減価償却額			
建物付属設備減価償却額	134,048		
器具備品減価償却額	833,229		
		967,277	
合 計			86,180,848
当期正味財産増加額			1,212,598
前期繰越正味財産額			78,692,620
期末正味財産合計額			79,905,218

注:税法基準に基づき、定率法にて減価償却を実施しております。

貸借対照表

平成13年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
(1)現金	57,303		
(2)銀行預金	15,778,561		
(3)有価証券	10,091,381		
(4)未収金	2,779,558		
流動資産合計		28,706,803	
2 固定資産			
基本財産			
定期預金	42,500,000		
投資有価証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
その他の固定資産			
(1)建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△134,048		
(2)器具備品	3,116,951		
減価償却累計額	△833,229		
(3)電話加入権	301,392		
(4)差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	6,882,071		
固定資産合計		56,882,071	
資産合計			85,588,874
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金	5,683,656		
流動負債合計		5,683,656	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			5,683,656
III 正味財産の部			
正味財産			79,905,218
(うち基本金)			(50,000,000)
(うち当期正味財産増加額)			(1,212,598)
負債及び正味財産合計			85,588,874

財 産 目 録
平成13年3月31日現在

財団法人 国際民商事法センター
(単位:円)

・ 科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 現金手許有高	57,303		
普通預金東京三菱銀行 虎ノ門支店	15,357,010		
日本興業銀行 預金融資事務部	116,307		
住友銀行 日比谷支店	77,027		
富士銀行 虎ノ門支店	78,671		
さくら銀行 本店公務部	70,978		
三和銀行 東京営業部	78,568		
有価証券中国ファンド大和証券	10,091,381		
定期預金東京三菱銀行 新赤坂支店	0		
未収受託事業収入 国際協力事業団	2,379,558		
未収会費収入	400,000		
流動資産合計		28,706,803	
2 固定資産			
(1)基本財産			
定期預金東京三菱銀行 虎ノ門支店	10,000,000		
日本興業銀行 預金融資事務部	10,000,000		
住友銀行 日比谷支店	7,500,000		
富士銀行 虎ノ門支店	7,500,000		
三和銀行 東京営業部	7,500,000		
投資有価証券中国ファンド大和証券	7,500,000		
基本財産合計	50,000,000		
(2)その他の固定資産			
建物付属設備	944,005		
減価償却累計額	△134,048		
器具備品	3,116,951		
減価償却累計額	△833,229		
電話加入権	301,392		
差入保証金	3,487,000		
その他の固定資産合計	6,882,071		
固定資産合計		56,882,071	
資産合計			85,588,874
II 負債の部			
1 流動負債			
未払金 人件費・印刷製本費等	5,683,656		
流動負債合計		5,683,656	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			5,683,656
正味財産			79,905,218

平成13年度事業計画書

(平成13年4月1日～平成14年3月31日)

1 法整備支援受託事業（国際協力事業団からの法整備支援事業の受託）

国際協力事業団は、海外技術協力無償援助の一環として、アジア諸国の法制度の整備支援のため、各国より立法担当者や政府関係者を招致し、日本の法制度やその運用システムの研修を実施している他、現地へ講師を派遣したり、法律草案作成への協力等の支援プロジェクトを拡大している。

当財団は、この国際協力事業団の主催する民商事分野の支援事業を受託し、法務総合研究所と協力し実施している。

法務総合研究所は平成13年4月に国際協力部(東京)を新たに設け、これら法整備支援の取組み体制を強化しており、この国際協力部は平成13年11月に完成する大阪法務合同庁舎に移転する予定となっている。

これを機会に当財団も大阪事務所を設け、協力員1名を配置して関西での諸プロジェクトを円滑に取り進めることとしている。

(1)ベトナム法整備支援研修（ベトナム研修）

平成11年11月、国際協力事業団とベトナム司法省は、ベトナムの法整備支援に関する新たな3カ年契約(フェーズ2)を締結し、支援活動の一層の充実、拡大を計っており、その中の一環として日本での研修は平成12年度から年4回に倍増され、年間約40名の研修員を受け入れている。

平成13年度ベトナム研修スケジュール

- 第14回研修 平成13年5月14日～6月8日
最高人民検察院を中心に検察官10名
- 第15回研修 平成13年6月18日～7月13日
司法省を中心に立法関係者10名
- 第16回研修 平成13年9月17日～10月12日
最高人民裁判所を中心に裁判官10名
- 第17回研修 平成14年2月25日～3月22日
司法省を中心に立法関係者10名

第14回研修は最高人民検察院検察官を対象とした研修となるが、ベトナムにおいては検察官が民事事件にも深くかわるシステムがとられており、また、国際協力事業団からはベトナム研修全体の効率的運営のため、昨年度から検察官研修も含め当財団に一括業務委託されることになったものであり、民商事法分野にも関連する研修として実施する。

研修場所は第14回～第16回は国際協力事業団大阪国際センター、第17回は法務総合研究所国際協力部(大阪)を中心とし、研修期間中、1週間～10日間を東京(法務総合研究所)にて実施することになる。

(2)国際民商事法研修（マルチ研修）

マルチ研修も平成13年度は第6回目を迎える。前年度と同様カンボジア、中国、ラオス、モンゴル、ミャンマー、ベトナム6ヶ国から12名の研修員が来日する予定。この国際研修には、従来より日本人研修員（法務省、裁判所、企業法務）6名も加わり、5週間にわたり合宿により日本法制度全般（メインテーマは別途設定）について共同研修を行うもので、研修員相互の理解も深め、国際研修としての成果を上げている。

第6回マルチ研修 平成14年2月～3月 約5週間

研修場所：法務総合研究所国際協力部

研修期間の一部は東京で行い、又石川県金沢市を見学訪問する。

(3)カンボジア法整備支援研修（カンボジア研修）

カンボジアの法曹関係者を対象とした研修は国際協力事業団から最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会の三者が分担して委託を受け、平成7年度から実施され、当財団も側面から協力している。但し、昨年度は下記(4)の民法、民訴法起草支援研修を優先実施し、本支援研修は見送りとした。

平成13年度も同様、民法、民訴法起草支援研修に力を注ぎ、本支援研修は実施を見送る。

(4)カンボジア民法・民訴法起草支援研修（カンボジア特別研修）

下記(5)カンボジアの民法、民事訴訟法草案作成支援プロジェクトは第3年目を迎え、最終段階となる。昨年同様カンボジア側担当スタッフの草案作成作業レベルアップ及びその用語定義の理解向上のため実務関係者に日本に来てもらい、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会の先生方による研修を集中的に実施する。

この特別研修は当財団が国際協力事業団から委託を受け、下記(5)カンボジア法制度整備プロジェクトの一環として全面的に協力する。

カンボジア（民訴）特別研修 平成13年8月27日～9月7日

現地民訴関係スタッフ 8名

研修場所：法務総合研究所

カンボジア（民法）特別研修 平成13年12月10日～12月21日

現地民法関係スタッフ 8名

研修場所：法務総合研究所

(5)カンボジア法制度整備

当財団は国際協力事業団から、カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成のため設立された国内支援委員会（委員5名）、民法作業部会（委員14名）、民事訴訟法作業部会（委員12名）の運営事務業務を受託している。

当年度は、本プロジェクトの最終第3年目を迎え国内支援委員会4～5回、民法作業部会及び民事訴訟法作業部会各々13～14回開催の予定であり、又各委員が担当毎にカンボジア現地に出向いてカンボジア側関係者とワークショップも継続する。更に、草案条文や現地ワークショップ用資料のクメール語への翻訳、ワークショップ録音のテープ起こし等の作業量の拡大に伴い、国際協力事業団からの委託料は大幅に増加する。

当財団としてこの運営業務に万全を期すため、各部会の資料作成整理、現地専門家及び各委員との円滑な情報連絡、議事録の作成等、専門性を要する業務について大学院生の協力者2名を起用して取り進めている。

本件プロジェクトは、平成13年度中には草案成果をカンボジア側に引き渡すことが目標である。カンボジア側はこの草案を受けて司法省、閣僚評議会等関係機関の審議を経て最終的には国会に上程されるもので、平成14年度以降も日本側の支援、フォロー協力が要請されることとなろう。

(6)ベトナム法制度整備

国際協力事業団とベトナム司法省との法整備フェーズ2契約の円滑な推進のため、ベトナム法制度整備国内支援委員会（委員7名）が設置され、総合的な企画、運営に当たっている。フェーズ2の中のベトナム民法改正共同研究（委員11名）プロジェクトは平成12年度にスタートし、当年度は本格稼働することとなるが、当財団は引き続き事務局として協力する。当年度は支援委員会が毎月、民法改正共同研究会が13～14回開催される他、ベトナム現地ワークショップも数回実施される予定。

2 法整備支援関連事業

上記国際協力事業団からの受託事業に対応し、当財団としても独自に人的、財政的支援を行い、滞日中の研修員との交流の場を設け情報交換を行うと共に、日本への理解を深めていただく機会を設ける。又、国際協力事業団の事業とは別に、日韓パートナーシップ研修等にも引き続き取り組む。

(1)ベトナム研修

ベトナム研修員代表によるベトナム法整備状況に関する講演会や、来日研修員と企業法務関係者との座談会などを企画し、up-to-date なベトナム法制事情について情報交換の場を設ける。各回4週間にわたる研修の講師には、当財団役員、学術評議員、企業関係者からも引き受けいただいている。また、研修期間中に、見学旅行や企業訪問等を実施し、日本側関係者との懇談会も開催する。

(2)マルチ研修

上記ベトナム研修と同様、財団関係者による講師の引き受け、来日研修員と日本側関係者との情報交換の場や、懇談の機会の設営、見学旅行、企業訪問等を実施する。尚、マルチ研修に参加する日本人研修員の費用については、原則として当財団が支援することとしている。

(3)カンボジア研修

本研修自体は当年度見送りとなるが、カンボジア司法関係要人の来日等の機会に際しては、当財団としても支援協力を行い、情報入手に努めることとする。

(4)カンボジア特別研修

この特別研修は同国民法及び民訴法草案作成に携わる実務スタッフの研修として、又、日本側民法及び民訴法作業部会の委員との集中的な議論の場として、プロジェクト推進に極めて有効なものと位置づけられる。

本研修は2週間と比較的短期間であるが、最大限の効果を上げるよう、研修員の滞在中、当財団としても積極的に支援を行う。

(5)カンボジア法制度整備

カンボジアの民法及び民事訴訟法草案作成に関する国際協力事業団からの受託事業は3年間にわたる長期プロジェクトであるが、これをより充実したものにするため、当財団としても人的、資金的に支援を行う。各作業部会の開催に当財団事務所会議室、コピー他諸設備を提供すると共に、各委員への謝金や交通費、諸会議費用等を補助する。

(6)ベトナム法制度整備

上記カンボジアと同様、国内支援委員会の運営及び個別プロジェクトの推進について、当財団予算からの資金支援及び財団関係者による人的バックアップを行うもので、事務局の協力体制も強化する。

(7)その他諸国研修等

当財団が直接国際協力事業団から業務委託を受けていない研修として、ラオス研修（名古屋大学、法務省による研修）などがあるが、当財団としても研修員と当財団関係者との交流の場を設け、当該国の法制度の最新の状況について情報の入手に努めている。このような機会はその他アジア諸国とも増加すると思われ、当財団としても可能な範囲で支援協力することとしたい。

(8)日韓パートナーシップ研修

韓国とは、経済、文化他全般にわたり、今後より緊密な関係が進展すると期待されており、法務省及び当財団は、韓国大法院（最高裁）と両国の法制度や実務処理上の諸問題について相互に研究検討するパートナーシップ研修を継続的に実施することとし、平成11年度からスタートした。

第3回日韓パートナーシップ研修

日本セッション 平成13年6月4日～6月12日 東京

韓国チーム5名が来日、日本チーム5名と共に法務省施設において研修

韓国セッション 平成13年9月21日～9月29日 ソウル

日本チーム5名が訪韓、韓国チーム5名と共に大法院施設において研修

(9)アジア開銀研修(ADB 研修)

昨年度初めて実施されたアジア開銀研修は単年度プロジェクトにて、当年度は実施計画はないが、平成14年度には再度日本側（法務省、当財団）がアジア開銀に協力してアジア各国の研修員を日本に招き研修を実施することを検討している。

(10)中国民法典制定に向けての協力

中国はこれまで契約法の統一整備を終わり、物権法も草稿がまとまりつつあり、今後は不法行為法等の整理を含め、いよいよ民法典への体系化を目指している。中国国务院社会科学院法学研究所はこの民法典制定に向けて、日本の民法専門家に対し協力を打診してきており、当財団としても、可能な範囲でこれを支援して行くこととしたい。

3 シンポジウム等運営事業

(1)日中民商事法セミナー

市場経済化を推進している中国の法制度の動向は、我が国にとっても極めて関心の強いところであり、当財団として、日中両国間の民商事法分野での一層の理解を深めるためのセミナーを毎年継続的に実施して来ており、当年度は北京に於いて開催する。

第6回日中民商事法セミナー

時 期 平成13年9月

場 所 北京

日本側主催 当財団

後 援 法務総合研究所

メインテーマ「ハイテクノロジーの推進、保護、規制に関する法律、法規、政策」(仮題)

中国側は国務院経済体制改革弁公室が窓口となるが、同弁公室経由社会科学院法学研究所、対外経済貿易合作部、全人代法制工作委员会等の協力参加を求める。

日本から専門講師3名及び財団幹部役員他が北京を訪問する。又、北京セミナー終了後、日本ミッションは上海にて講演会を開催する予定。

(2)日本・カンボジア民商事法セミナー

平成13年度末に国際協力事業団/カンボジア司法省の3カ年支援協力契約の期限が到来し、民法及び民訴法草案の引き渡しを行う予定となっている。本件プロジェクトの総括と更に将来に向けての新たな協力関係の構築に向けて、両国の関係者による記念セミナーをプノンペンにおいて開催する。

時 期 平成14年3月

場 所 プノンペン

日本側三者共催 法務総合研究所

国際協力事業団

当財団

(3)国際民商事法講演会

ベトナム研修やマルチ研修で来日する研修員には当該国の司法の中堅で活躍されている方もおり、この様な方による講演会(カントリーレポート)や日本側関係者との座談会など適宜実施する。

これとは別に、当年度から毎年1国に的を絞り up-to-date なテーマを設定し、講演会を行うこととしたい。

平成13年度はインドネシアを取り上げ、同国有識者1名を招聘し、日本関係専門家との座談会及び講演会を開催。

時期 平成13年11月

場所 東京

(4)アジア太平洋諸国 ADR シンポジウム

2年間にわたる ADR 調査研究会の成果総まとめとして、調査対象国から各1名講師を招聘し、シンポジウムを開催する。これは第6回マルチ研修の期間内に開催し、同研修員は研修のカリキュラムの一つとしてこれに参加する。

時 期 平成14年2月

場 所 大阪、法務総合研究所国際協力部国際会議場

主 催 当財団及び法務総合研究所

後 援 関西アジア民商事法研究会他

対象国 オーストラリア、シンガポール、インドネシア、タイ、中国、韓国

(5)他団体との共催事業

アジア諸国の法制度整備に関係している諸団体が行う事業で、当財団の目的趣旨に沿うものについては、その成果を上げるべく、当財団としても積極的に協力する。又、法務省が主催する法整備支援連絡会に関連したプロジェクトにも参加、協力していきたい。

4 調査研究事業

(1)ADR(Alternative Dispute Resolution)調査研究

倒産法研究の後を受けて平成12年度からアジア・太平洋諸国（オーストラリア、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、中国、韓国等）の、裁判外の紛争処理制度の実態の比較研究を開始した。研究会の座長は大阪大学池田辰夫教授にお願いし、関西の学者、実務家を中心に新研究体制を作り、2年にわたるプロジェクトとして取り組みをお願いしている。

研究の成果及び前述 ADR シンポジウムの内容を最終的にとりまとめ、出版物として発行する。

(2)海外現地調査

法務総合研究所及び当財団関係者がマルチ研修参加国に出張し、当該国の法制度の実態を調査すると共に、支援研修の内容、方法などについて現地の関係者の要望を直接聴取し、意見交換を行う。また、これを機会に、法整備支援研修で来日した研修員のフォローも行う。平成13年度は、ミャンマー、モンゴル等2～3ヶ国を対象とする予定。

(3)資料収集配布等

市場経済に移行しつつある国々を中心として、研修や調査訪問などの機会に、当該国の諸法規や、その関連資料の入手に努め、これを広く便宜に供するもの。又、前記調査研究事業の成果出版物を当財団会員に配布するための費用を含む。

5 機関誌等発行

(1)機関誌"ICCLC"発行

平成13年6月 平成12年度事業報告、平成13年度事業計画を掲載
平成13年11月 第6回日中民商事法セミナー特集
平成14年1月 インドネシア講演会他を特集

(2)"ICCLC NEWS LETTER"発行

年間3～4回発行。機関誌でカバーできない財団の活動状況や、各国民商事法関連の情報を掲載する。

(3)パンフレット作成・ホームページの開設

日本語パンフレットの役員名簿の up-to-date 化。

ホームページを開設しインターネット上での当財団の広報を取り進める。

収 支 予 算 書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

財団法人 国際民商事法センター

(単位:千円)

科 目	予算額	前年度予算	差異
I 収入の部			
1基本財産運用収入	100	100	0
2会費収入	42,400	42,400	0
3法整備支援受託事業収入	63,400	42,000	21,400
当期収入合計(A)	105,900	84,500	21,400
前期繰越収支差額	23,023	21,398	1,625
収入合計(B)	128,923	105,898	23,025
II 支出の部			
1事業費			
法整備支援受託事業費	57,700	36,500	21,200
法整備支援関連事業費	17,800	19,500	△1,700
シンポジウム等運営事業費	19,900	9,300	10,600
調査研究事業費	4,500	9,000	△4,500
広報事業費	2,600	2,600	0
事業費計	102,500	76,900	25,600
2管理費			
会議費	1,200	1,500	△300
事務管理費	5,120	5,000	120
賃借料	6,080	6,080	0
人件費	5,700	3,500	2,200
管理費計	18,100	16,080	2,020
3固定資産関係費	700	900	△200
4予備費	1,000	1,000	0
当期支出合計(C)	122,300	94,880	27,420
当期収支差額(A)-(C)	△16,400	△10,380	△6,020
次期繰越収支差額(B)-(C)	6,623	11,018	△4,395

収支予算書内訳(参考)

H13:平成13年度予算 H12:平成12年度予算

(単位:千円)

I 収入の部			
1 基本財産運用収入	(H12) 50,000×0.2%(定期預金)=100 (H13) 50,000×0.2%(定期預金)=100		
2 会費収入 (年会費1口200千円)	H13		H12
理事・評議員会社	21,800(50社、107口)	21,800(51社、109口)	
一般会社	20,600(101社、105口)	20,600(100社、113口)	
計	42,400(151社、212口)	42,400(151社、212口)	
3 法整備支援受託事業収入	H13		H12
ベトナム研修	5,200	5,600	
マルチ研修	4,000	2,750	
カンボジア研修	0	2,000	
カンボジア特別研修	3,000	1,800	
カンボジア法制度整備	38,500	29,100	
ベトナム法制度整備	12,700	750	
計	63,400	42,000	
II 支出の部			
1 事業費	H13		H12
法整備支援受託事業費	4,000	3,600	
	3,200	2,100	
	0	1,600	
	2,600	1,400	
	35,900	27,100	
	12,000	700	
計	57,700	36,500	
法整備支援関連事業費	3,600	3,600	
	3,000	3,100	
	200	1,000	
	1,000	1,200	
	4,300	5,000	
	1,500	400	
	500	500	
	1,700	1,700	
	0	3,000	
	2,000	0	
計	17,800	19,500	
シンポジウム等運営事業費	6,500	7,000	
	2,200	1,500	
	5,000	0	
	5,000	0	
	1,200	800	
計	19,900	9,300	
調査研究事業費	2,200	5,400	
	1,700	2,400	
	600	1,200	
計	4,500	9,000	

	H13	H12
広報事業費	機関誌、NEWS LETTER発行 パンフレット作成・ホームページ開設 郵送費 計	1,300 800 500 2,600
2管理費 会議費	理事会、評議員会他役員会 その他会議、会合費 計	1,300 800 500 1,500
事務管理費	旅費交通費 通信費 備品消耗品費 水道光熱費 OA機器リース料 その他諸経費 計	1,600 800 500 230 350 1,420 5,000
事務所賃借料	家賃 共益費 計	4,480 1,600 6,080
人件費(人材派遣会社 業務委託料)	事務職一人 大阪事務所協力員一人 計	3,500 0 3,500
3固定資産関係費 事務所開設費 什器備品等購入	敷金(家賃値上げに伴う積増し) 間仕切、内装、パソコン等 計	240 660 900

＜第二部＞ ヴィエトナム カントリー・レポート

第11回ヴィエトナム国法整備支援研修発表会

日時 平成12年9月26日(火)

場所 最高検察庁大会議室(法務省 A 棟20階)

ヴィエトナム国法整備支援研修では、毎回その研修のメインテーマに関して、来日された研修員の代表によるカントリーレポートの発表会が開催されております。

第11回研修では、ヴィエトナムの WTO 加盟問題と弁護士制度について発表があり、ヴィエトナムの状況について大変参考となる内容であります。

この発表レポートの内容と質疑応答の模様を法務総合研究所の国際協力部山下輝年教官がまとめていただいておりますので、本号に掲載させていただきました。

1. ヴィエトナムの WTO 加盟に関する問題

発表者 ヴィエトナム司法省国際法・国際協力局

副局長 ホアン・フォック・ヒエップ

2. ヴィエトナム弁護士制度

発表者 ヴィエトナム国司法養成学校学長代行

ファン・ヒュー・トゥー

○司会(山下)

ただいまから、ヴィエトナム国法整備支援研修のカントリー・レポート発表会を始めたいと思います。進行役は法総研総務企画部の山下輝年が担当します。

本研修の課題は、「WTOに関する問題とヴィエトナムの弁護士制度」に関するものであります。本日の席には、ヴィエトナム研修員の方々と、日本の教授の方、最高裁、日弁連、法務省の方々に出席していただいております。

お手元に配りました配付資料について説明いたします。本日の進行議事と出席者、カントリー・レポートの日本語訳、そこに引用されている弁護士会に関する法令がありましたので、それを急きよ和訳し、配らせていただいております。

それでは、早速始めたいと思います。最初は、WTO関連の問題として、ヴィエトナム司法省国際法・国際協力局副局長のホアン・フォック・ヒエップさんから発表をお願いします。発表に引き続きまして、質疑応答の時間を設けます。では、よろしくお願いします。

○ホアン・フォック・ヒエップ

今日このように、ヴィエトナムがWTOに加盟する問題に関して発表する機会を与えてくださいました皆さん方に心から感謝したいと思います。私個人としては、旧ソビエトの国際法関係の大学を卒業しました。私はいま法学博士の学位を持



報告者ホアン・フォック・ヒエップ氏(前列右から3人目)

ち、国際貿易経済法並びに国際投資などの分野が専門です。ヴィエトナムの司法省の中のAPEC・WTO加盟に関するワーキンググループのメンバーでもあります。

それに関しては、ヴィエトナムとWTOの関係者との間で、3回ほど、二国間の会議に団員として参加したことがあります。また、ヴィエトナム・アメリカとの通商条約の団のメンバーの一員でもあります。そのWTOの加盟グループではヴィエトナム政府の海外政策においての最も重要な課題があります。

それに関する資料は既に提供させていただきましたけれども、皆様のお手元にはもう和訳された物があると思います。そういう意味では、それを繰り返したくないので、そこに書かれていない問題に関して、おそらく皆様が関心のある部分をピックアップして話したいと思います。

なぜヴィエトナムが1995年までにWTO加盟の申請をしなかったのか。また、特に外国の学者などが評価していることでありますが、近年になって初めてヴィエトナムが世界ならびに地域参入に積極的に関わるようになったのはなぜか。第1番目の問題としては、いろいろな理由が挙げられるのですが、私の自分なりの研究によれば次の部分が挙げられます。1945年のヴィエトナムの独立を勝ち取った時点では、ヴィエトナムの政府並びに国会は、国際貿易の一員として参入したい、加盟したい、という意味を表わしました。特に国連のメンバーになりたい、という意味も表わしました。

しかし、その後戦争が始まり、そのことが国連に加盟するのに非常に大きな障害となったのです。1976年、いわゆるヴィエトナムが国家的に、政府的に統一された時点で初めて、これが1つの課題として取り上げられるようになりました。1976年の時点で、やっとヴィエトナムが国連の一員となりました。

その後、日本ではCOMECONというのでしょうか、ヴィエトナムは社会主義側の経済相互援助会議のメンバーになりました。また、その時点でヴィエトナムも初めてGATTのオブザーバーとなりました。しかし、あのウルグアイ・ラウンドでの討議においては、ヴィエトナムはWTOに加盟したい、という意思表示に関する資料などを提出しませんでした。

研究者の間の話によりますと、これはヴィエトナム側のちょっとしたミスであって、その判断ミスによってヴィエトナムは他の国と同じようなWTOの一員となれなかったとのことです。そのミスを直すという意味では1995年にヴィエトナムはWTO加盟の申請書を提出しました。

WTOの規定によりまして、1996年にヴェトナムの貿易関係の覚書を作成、提出しました。そのヴェトナムが提出した覚書などを検討するためにWTOのワーキンググループが設立され、そのグループのリーダーは韓国のケン・ソン・ウーという方でした。このワーキンググループの成果として、ヴェトナムが提出した覚書の中に書かれている貿易、経済政策、法律体系などに関する2,000ほどの質問が出されました。

WTOの委員会にとっては、ヴェトナムに関する問題は中国ほど複雑ではなかったのですが、このように膨大な数の質問が出されることは今までにはありませんでした。その2,000ほどの質問が届いたのは2000年の半ばごろまでの計算になっています。WTOのそのような会議の時に、ヴェトナムに対する追加の質問がまた何百も出されたわけです。

私は今回の研修に参加するために、この9月に行われた会議には参加しなかったのですが、政策の透明化というのがテーマでした。ともかく、2000年末までにヴェトナムの貿易システム、貿易体制、それに関する法律、また、ヴェトナムの国家財政に関して透明化する義務があります。

その2,000ほどの質問に対して、今のところ、5分の4は既に返答ができて、残りの5分の1はまだ未返答です。例えば、繰り返し何度も質問されているものがありまして、WTOに関する条約を批准するのはヴェトナムの国家主席であるのか、ヴェトナムの国会であるのかといった質問でした。

ヴェトナムに関するものは憲法の規定などに従って決めるわけですが、憲法によると国際条約、WTOのような国際条約の批准は国家主席の権限であります。ただ、例外もありまして、国家主席が国会に提出する必要があると考えた場合には、その批准などが国会に出されるわけです。それはあくまで例外です。最終的には、批准する権限は国家主席にあります。その返答の仕方に対して、アメリカの代表やEUの代表は、そういうやり方ははっきりしないとっております。2,000ほどの質問の中でまだ最終的な返答ができていないのも、今私が述べたような質問があるからです。

もう1つの課題は、なぜ今になってヴェトナムがWTOの加盟に関して積極的な姿勢を取っているのかという問題であります。研究者の間でも、2つの見方があります。ヴェトナムが加盟することはいいことだと支持する学者もいれば、それに対して非常に消極的な考え方を持っている人もいます。

それを賛成する議論というのは分かりやすい。加盟すること自体がヴェトナム

の対外政策に一致しているからです。ヴィエトナムとしては世界のすべての国々と友好関係を築きたい。ヴィエトナムを工業化・近代化するためには、他の国々との関係を拡大する必要があるということです。例えば、グローバリゼーション、国際参入など、いろいろなことが挙げられると思います。しかし、加盟することに対して非常に消極的な考えを持っている大部分は、経済界や企業界の人たちです。

世界的な貿易の大原則は、差別の待遇があってはいけないということです。その原則の中には2つあり、まずは最恵国待遇、つまり、ヴィエトナムとしては外国から来る商品などに関しては全く差別をせず、すべて平等に取り扱うということです。

しかし、それだけがヴィエトナム経済界や企業界の人たちの大きな悩みの種ではないのです。今ヴィエトナムの関係者が最も悩んでいるのは国家待遇です。それは、ヴィエトナムとアメリカとの間の総合通商条約の話し合いの場でも大きな障害や問題となっています。

国家待遇という2つ目の内容を尊重するためには、ヴィエトナムの製品、外国の製品を問わず平等に、そして同じ地位でそれぞれの役割を果たさなければなりません。そのように同じ地位で同じ役割を果たすための課題としては、ヴィエトナムのまだ発達したばかりの生産工業などをどう保護をするのが挙げられます。そういう意味では、ヴィエトナムとしての任務は、WTOの事務局に対しては今年の市場開放などに関する提案を出さなければならない、ということになっていますが、年内では解決できなく、おそらく市場開放に関しては来年の話となります。そして、このWTO加盟の話し合いの最中にどういう問題に取り組まなければならないのか、私が前もって資料を提供したとおり、8つほど大きな問題が予想されます。

その中で、WTOの基準に一致した法律体系、法律システムの制定がどうしても必要になります。ご承知のように、WTOに関する条約の中で任意的であるのは4つだけで、他はすべて強制的です。その任意的であるのは、ご承知のように、飛行機の売買に関する条約、乳製品に関する売買条約、牛肉売買に関する条約、政府調達に関する条約で、それ以外はすべて強制的なものです。

そして、WTOが制定した各条約の基本的な原理は、ヴィエトナムの法律体系に基づいて作られた原理と少し違った部分があります。WTOもこれに関しては、メンバーとして加盟しようとする各国は、自分たちの力で自分たちの法律システムを改善していく、すなわちWTOの基準と一致した内容に修正しなければならない、という義務を付けるわけです。ヴィエトナムの法律をそういう意味で調整するためにはおおよそ7年ぐらいかかるのではないかとされています。

ただ、ヴェトナムの法律の制定、修正にも及ぶとなりますと、その手続などに非常に時間がかかります。そういう意味では、ヴェトナムの法律をWTOの基準に合うように修正するのは大きな課題です。

もう1つの問題は、WTOの規定の内容を理解することはそんなに簡単なことではないということです。私の知る限りでは、WTOの条約の規定などを執筆した人たちは法律家ではなく、商人、経済学者、経済を運営する人たちだと聞いておりますので、その内容は非常に分かりにくいものとなっています。

それに付け加え、その内容をはっきりと理解するためには、いくつかの具体的な案件が提唱され、パネル（審理体）やアppeール、上訴審などにおいて実際に適用されて初めて少し理解できるようになるのが現状です。つまり、WTOの規定を正確に理解することも我々にとっては大きな問題なのです。

もう1つの法整備分野での悩みの種としては、法律ができれば、それを執行する人間、幹部を育成するのがまた大変な仕事なのです。多人数の仕事になりますし、また、それを運営するシステムを完成しなければなりません。法科大学では、WTOに関する規定などの専門家も結構いますが、一般的な商人や経済運営に携わっている人たちがあまりこの規定を理解していないので、国際市場に出るときにはWTOの規則に違反するおそれもあります。

実際、ヴェトナムでは国際法律や国際法関係の弁護士の数が非常に少ないのです。後でトゥーさんの話などにも出てくると思います。そういう意味では、育成体制、人材をどう育成するのかという問題があります。どうやってWTOの規定の内容を経営者、企業者に広く理解させるか。また、それを運営するシステムをどう説明するのか、それは大変な課題です。もちろん、そのためには資金が必要なのですが、資金不足であるのが現状です。

それに関して、私たち関係者の悩みの種を3つほど挙げさせていただきます。その他にもたくさんありますけれども、今のところはその3つが一番の悩みの種になります。つまり、そういう悩みを抱えながらも、ヴェトナムは積極的にWTO加盟の方向に動いています。

ヴェトナム政府としては最大限の力を発揮し、WTOのメンバーになるように努力します。そして、WTOの義務などを実行するようにします。またこれに関しては、ヴェトナム政府並びにヴェトナム共産党が示すいくつかの法的な文書をも出しました。その一連として積極的な活動なども行われて、1つ挙げられるのはアメリカとヴェトナムとの間の通商条約の締結です。また、多国間の条約などの批准を積

極的に行いました。アジアやヴィエトナム地域内において、多国間の間で行いました。WTOの加盟に際して、日本政府からもヴィエトナム政府に対して大きな支援をいただいています。

日本政府からは、円借款、それも低金利な円借款をしており、その資金は、世界基準に合うように法律などを修正したり、ヴィエトナムの円滑な市場経済運営のために使われています。こうした経済機構の変更がうまく進むように、日本以外にも例えばアジア開発銀行、世銀、他の政府、他の金融機関、世界金融機関からも借款が行われています。このように、皆様のご支援並びにヴィエトナム政府、共産党の最大限の努力によって、私としてはWTOの加盟に関しては一定の結果が得られることを確信しています。以上で私の発表を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○司会

どうもありがとうございました。

質 疑 応 答

○質問

WTO加盟に関するヴィエトナムの国家としての取組みについて、分かりやすく説明をありがとうございました。2点ほど質問させていただきます。先ほど、WTO加盟に対しまして、WTOの事務局からだと記憶していますが、ヴィエトナムに対し2,000ほどの質問が来ているというご説明がありました。その質問の中で、ヴィエトナム司法省の所掌事務に関する質問についてはどのぐらいの量があるのでしょうか。できますれば、その質問の代表的なものについていくつかご紹介いただければ幸いです。

2点目は、WTO加盟に対してヴィエトナム司法省が所管しておられる法令について、加盟に際してどのような法令の改正が迫られており、その法令についてどのような点が代表的な改正点になるのかについてご紹介いただきたいと思います。

○ホアン・フォック・ヒエップ

先ほどの発表の中で、WTOに加盟する際のヴィエトナム司法省の役割については触れておりませんでした。国際参入するための国家委員会というのがヴィエトナムに設立されて、その委員長はヴィエトナムの副総理大臣です。その委員会の中には各省庁の次官級がメンバーとして構成されています。もちろん、その中に司法省の次官も入っています。

ヴィエトナム司法省の役割分担として、法律に直接的並びに間接的に関係のある質問を検討します。この2,000の質問の中に、WTOの規定や貿易協定などと全く関係ない内容の質問もあります。ヴィエトナム司法省が答えなければならない部分はその半分以上、1,000ぐらいです。例えば、ヴィエトナムの司法体系や司法制度に関する質問、ヴィエトナムの裁判体系に関する質問がありますが、それらは貿易条約と関係のないものと感じております。ヴィエトナムの弁護士育成システムなどの質問、これも貿易条約とは関係ないと思います。また、外国仲裁人の判断がヴィエトナムにおいてどのように執行されるのかという質問もあります。このように、間接的な質問も多々あるのです。

もう1つは、これも間接的なのですが、ヴィエトナムの法的文書を制定する手続はどういうものなのかというものです。それぞれの法的文書の順番はどのように決められ、またそれを決めるのはどこの権限なのか。その2,000の質問を出した人

たちは、いわゆる政府機関の役人などではなく、どちらかというと会社経営者など、
ヴィエトナムと貿易関係のある人たちです。それらの質問に対し、ヴィエトナム司法
省は返事をしなければなりません。

また、修正しなければならない法令が多々あります。加盟に関する2回目の会議
での課題は、ヴィエトナム国内法がWTOの規定に合ったような法律でなければなら
ないということです。したがって、ヴィエトナムとしては、必要とする法律のリストア
ップをし、その法律の修正や制定の計画表を提出しなければなりません。

その法律制定の計画については、ヴィエトナムが独自で行うことができると同時
に、作業部会からの追加の提案がなされることもあります。2回目の会議でそのよう
な法律をリストアップしたものや計画表を提出し、3回目の会議では、その2回目の
会議から3回目の会議の間にどんな法律が修正されたのか、またどのように修正さ
れたのかについて報告しなければなりません。

その中で司法省や他の関係省庁が協力して作業をしなければならないいくつ
かの法令があります。まず、商業に関する仲裁関係法令なのですが、実際、計画
としては9月の末にその法律を国会を通過させなければならないという予定になっ
ているのですが、9月からヴィエトナムにいないので、実際にどうなっているのか分
かりません。そして、WTOの規定にある貿易条約に一致するようにヴィエトナムの
外国投資法の修正も必要です。実際、1990年にその貿易条約に一致するように
ヴィエトナムの外国投資法が修正されたわけですが、その修正法案が国会を通過
し、公布された後、WTOの事務局、また、日本政府からも、せっかく修正されたけ
れどもまだ十分に一致したものではない、という指摘を受けたわけです。

その他に、民法典の修正及び補足の計画があり、これも2002年までのヴィエト
ナム司法省の仕事です。その民法典の第6章、いわゆる知的所有権に関する部分
がTRIPSと一致するようにどう修正するのか非常に大きな関心があります。民法
典の修正は、日本政府の支援をいただきまして、内容的にも森脇先生がヴィエト
ナムに来られて充実したものとなりつつあります。

今のところ、12ぐらいの法律、法令がWTOの規定に一致するように2002年ま
でに修正することになり、そのリストが公表されています。ともかく、ヴィエトナムの
司法省は現在、大変重い荷物を背負っています。つまり、法律の修正や補足作業
が2種類ありまして、それはWTO関係の多国間に関するものと、もう1つはアメリカ
とヴィエトナムの通商条約に関する法的文書です。このヴィエトナムとアメリカの通
商条約が締結されれば、すぐにその実施に関するガイダンス的文書も公表しなけ

ればなりません。

○司会(質問)

他にご質問ございますか。なければ、私から質問をさせていただきます。先ほどの2,000項目の質問の手続のことなのですが、その5分の1がまだ未了であると。一方では、批准をするのは誰か、ということで繰り返し質問が来ているという話がありました。こうした質問は、回答ができるたびに順次まとめて事務局に出しているのでしょうか。

○ホアン・フォック・ヒエップ

どういう質問はすぐ回答し、また、どういう質問は猶予期間をもって回答するのか、それはヴィエトナムの話し合いの団長とWTOの作業部会のリーダーとの取決めになります。原則的には、ヴィエトナムが回答した内容をWTOの事務局が文章化して、WTOの会議の際に配られます。そうしたヴィエトナムの回答や質問は会議において一括討議が行われます。

その回答に不満があったり、足りないと思えば追加的にそれに関する質問をするのです。質問が増えるわけです。その場で追加的に質問されたものに対してはその場で答えなければなりません。そして、補充的に質問された部分は、いわゆる新しい質問として計算されていません。あくまでも最初に出された質問の一部となります。その場で追加的に質問された部分に関して、どうしてもその場で答えられない場合には、正直に「答えられない。検討する期間が必要だ。」などと言って「次には答えます。」と答えるわけです。

ともかく、作業部会の会議では、相手側の質問に対して何らかの形で答えなければなりません。例えば、「次の機会に返事をする」と約束することもあります。黙り込んで駄目です。いつまでに返事をしなければならないかの規定はありませんが、答えなければならないのは確かです。例えば、ヴィエトナムが1997年に覚書を提出した際には、ヴィエトナムには農産物に対する国からの補助金があるかどうか、といったような質問が出ました。その質問に対しては、今のところ、まだ保留中で、回答していません。

また、関税の撤廃並びに軽減などのロードマップがあるかどうか、という質問に関しても回答していません。1997年にそういう質問をされたわけですが、ヴィエトナムの返答としては「2000年までには返事はできません。」という答えです。「ヴィ

エトナム政府としては国営企業に対する優遇政策をいつまでに撤廃するのか。」という質問に関しても「まだ答えられない。」と答えています。

○司会(質問)

ありがとうございました。もう1点、批准するのは誰かという説明がどうも納得を得られていないようだ、という発表がありましたけれども、現時点でも納得が得られていないような感じなのでしょうか。

○ホアン・フオック・ヒエップ

今でもまだ皆さん不満です。ただ、今は様子を見ているのです。つまり、ヴィエトナムがアメリカと総合通商条約を締結する際に誰が批准するのかを見たいわけですね。それによっては、WTOの条約がどういう形を取るのか待っているわけです。アメリカとヴィエトナムとの間の条約は7月13日に締結されます。アメリカとヴィエトナムの通商条約の署名者は商業省の大臣です。それを批准するのは誰かまだ分かりません。その条約の批准に関しては、アメリカからの通告によると、どうもビル・クリントン大統領の任期中には不可能のようです。ということは、新大統領になって初めて批准になるものと思われます。

○司会

他にご質問がありますか。なければ、これで最初のセッションを終わらせていただきます。



カントリーレポート会場

○司会

それでは、次のセッションを始めたいと思います。ヴィエトナム国司法養成学校の学長代行でありますファン・ヒュー・トゥーさんから「ヴィエトナムの弁護士システム」について発表をお願いします。

○ファン・ヒュー・トゥー

ファン・ヒュー・トゥーと申します。私は1978年に旧ソビエトの法科大学を卒業しました。その後、1985年から1987年まで再びロシアに戻りました。しかし、1990年以降、ソビエトからロシアに戻るチャンスがなくなり、逆に、西洋、いわゆる西側の法律と接触する機会、特に法律の育成に関する分野に接触する機会ができました。



報告者ファン・ヒュー・トゥー氏(左側)

1991年にローマに行って、弁護士育成の研修コースに参加しました。1993年から1995年まで、フランス共和国で裁判官育成のプログラムに参加しました。フランスのボルドーにある国家裁判官育成機関で学びました。実習は、フランスの首都パリにて行いました。1995年末には、パリにあるパントン・カー・サスという大学で商法関係の研修を受けました。

1979年から1995年までの間、ハノイ法科大学の講師を務めました。民事訴訟法、家庭婚姻法の学科主任、大学院に関する副主任などの職を得て、その後、裁

判官育成センターの所長になりました。1996年から1999年まで裁判官育成センター、そして、1999年から司法省の管理下にある司法研修所の所長代行として現在に至ります。

私は1989年からハノイ弁護士会の弁護士として登録をしております。管理職に就く前は訴訟関係の弁護士として裁判に参加する機会も数多くありました。しかし、1995年、フランスから戻ってからは国際間法律コンサルタントの業務が多くなりました。依頼人としては、フランスとヴィエトナムの合弁会社やフランス資本の会社です。管理職に就いてからの1年間は、弁護士として職務を行う機会がなくなりました。皆さんのリクエストに応じて、ヴィエトナムの弁護士システムに関して発表させていただきたいと思います。

皆さんが理解しやすいように、4つの項目に分けて話をしたいと思います。初めに、弁護士制度の背景に関してです。2番目の項目としては、1987年に公布された弁護士の組織に関する法令です。弁護士の組織、弁護士の管理、弁護士になるための資格、弁護士の権利と義務、弁護士に対する保障、弁護士の懲戒などです。

2番目の項目では、いわゆる外国弁護士の業務についても触れたいと思います。また、弁護士や弁護士業務と関係あるいくつかの組織、団体に関しても触れたいと思います。3番目の項目としては、弁護士の育成・研修についてその現状と将来の方向などについてお話ししたいと思います。4番目の項目は失業対策です。今申しました4つの項目以外に、皆さんが関心ある事項があればお教え下さい。質疑応答のところで、補足的に説明したいと思います。

最初に、その背景についてお話ししたいと思います。とにかく、弁護士の問題は実に面白いものであります。単に、外国人がそれについて面白く感じるだけではなく、私個人も非常に面白い問題だと感じています。その面白さというのは、ヴィエトナムの弁護士制度がまだ確立されていないというところにあります。

私の資料にもありますように、ヴィエトナムの人口7,800万人に対して正式な弁護士は1,500人です。日本の弁護士の数と比べるとかなり少ないですが、アメリカと比べると更に小さい数になってしまいます。しかし、現実にはそうでもないのです。いわゆる弁護士資格を持っている者は、ここにいる10人の中では私しかいないのですが、弁護士の業務に携わることができる人は私以外にも多くいます。それがヴィエトナムの特性、特徴でもあります。

例えば、私の後ろにいるグエン・アム・ヒューさんです。ヒューさんは何らかの形

で法律コンサルタントの業務もできますし、また、ある弁護士会の弁護士を通して訴訟に関する業務にも携わります。もちろん、裁判には顔を出しません。とにかく、皆さんがこれで分かるのは、弁護士の資格がなくても他の人のために法的なコンサルタントの業務ができるということです。2000年の時点で、弁護士の数が1,500人です。しかし、その5年前、資料の中には1985年と書いてあるかもしれませんが、1995年の時点で600人だったのです。

今現在、全国に61の弁護士会が設置されています。1つのプロビンス、日本という都道府県、又は特別市になりましょうか、そこでは弁護士会が設立されます。そういうことで、最もメンバーが多いのはホーチミン市にある弁護士会、その次はハノイの弁護士会です。この2つの弁護士会は最も機動的な活動を行っています。

ヴェトナム北部にあるホワビンという、ハノイから60kmぐらい離れた山間地ですが、そこにはホワビン弁護士会がありまして、メンバーは2人しかいません。どうも弁護士会はあるけれども活動はしていない、弁護士自体も業務がないので、解体することになります。

実際、ハノイ弁護士会には現在75人の弁護士が所属していますが、新しくメンバーになるのは難しく、弁護士になりたい人はどこか別の田舎の県の弁護士会のメンバーになり、それからハノイに戻り弁護士の業務をするわけです。これがヴェトナムにおける現状であり、おそらく他の国とは少し違った点もあると思いますが、報告させていただきます。

正式には1987年12月30日に弁護士に関する法令が効力を持つようになりました。法令は既に日本語で翻訳されているということです。1987年の時点では、大都会の県や市にしか弁護士会は存在しなかったのです。そして、その後、各地に弁護士会が設立され、ヴェトナム全国の61の県と特別市に弁護士会が設立されることになりました。ヴェトナムの弁護士会に所属している弁護士の業務内容は、主にはヴェトナムの顧客のための訴訟、法的なコンサルタントにすぎません。外国の顧客を持っている弁護士は数えられるほど少ないのです。

それには2つの理由がありまして、ヴェトナムと外国の制定された法律、実体法などの理解力不足の問題、そして外国語能力の問題があります。どちらかといいますと、ヴェトナムの英語教育も、日本の英語教育と同じレベルで、勉強するのが非常に難しいです。私が以前大阪へ行った時のことなのですが、眼鏡を壊してしまったので眼鏡屋へ行き、英語で眼鏡の注文をしたわけですが、店長さん是对応できず、英語のできる女性を連れてきたのです。英語ができる人だといっても

うまく意志疎通することができなかったわけです。それで、英語では駄目だなと感じ、最終的にはヴィエトナム語で交渉をしたわけです。結果としては、この新しい眼鏡を買うことができました。

背景はこのぐらいにしておきまして、おそらくこの2番目の項目は皆さんが最も関心を持っておられることではないかと思います。1987年12月の弁護士に関する法令はかなり正しいものが規定されていると思います。第1条は、日本語の翻訳が皆さんのお手元にあると思いますが、要するに、各県、特別市に弁護士会が設立され、法的な支援をするというものです。対象としてはヴィエトナムの国民、公民ということになります。第4条では、弁護士の組織又は弁護士が業務を円滑にできるように国と社会が奨励する、と規定しています。しかし、それはあくまでも規定でありまして、現実ではないのです。

実際、15年前からハノイ弁護士会の事務所はハノイの中心部にあります。武藤先生はご存知だと思います。その後、事務所の移転などがありましたけれども、ハノイ人民委員会から満足のいくような回答が出ていません。非常に汚く、狭い事務所でご慢しています。大統領、司法省、閣僚評議会は弁護士会規則に基づき、各弁護士会の組織及び活動に関する指導・監査を行う。つまり、組織及び活動に関する指導、監査だけで、専門的な指導や監査は行いません。実際、ヴィエトナム司法省の中に弁護士と法律コンサルタントの管理局というのがあります。

第6条には、「地方の各省、中央直轄市及び同等の行政単位における人民評議会及び人民委員会は、同レベルの祖国戦線委員会と連携し、その地方における弁護士会の活動を監督するとともに、弁護士会及び各弁護士の職務遂行に対し支援及び環境の整備を行う。」と規定されています。いわゆる、組織及び活動に関して、確かに、監査や検査が2つの組織によって行われ、弁護士の専門的な業務に関する監査や検査は弁護士会の総会や監事会によって行われます。

それで、61の弁護士会ごとに、それぞれの会の監事委員会や主任委員会、または検査委員会、2つほど選出するわけです。そして、最も高い意思決定を行うのは、弁護士会の全体会議、いわゆる総会です。実際、新しい弁護士に関する法令の修正案が作成され、現在、国会の常務委員会のデスクにあります。国会の通過待ちの状態です。この新しい法令の中では、弁護士のための職業並びに社会的な団体・組織を設立することを定めています。これに関しても議論がありまして、それぞれ各地方の弁護士会は、今のままでいいのではないかと、また別の意見としては中央単位で社会的・職業的な組織を設立するべきという、2つの意見がありま

す。

次に、弁護士になるための資格についてお話します。1987年の法令の内容、規定によると、弁護士になるためには条件があります。法科大学を卒業することです。もしくは、それに相当する法的レベルであることという規定がありますが、後者は現在のところはあまり適用されていません。法令が出された最初の段階ではそういうケースもありましたが、最近ではそういうケースは非常に稀です。その他は、どちらかといいますと外観上の問題で、ヴィエトナム国籍を有する者だとか、品格とか、健康状態が良いだとか、そういう条件もあります。

今のところ、1987年の法令の精神に則って、いわゆる公務員も弁護士の兼業をすることが認められています。例えば、国立大学の教授・講師、研究所の연구원なども弁護士になれます。しかし、現在国会の通過待ちである新しくできる法令の規定では、公務員の弁護士の兼業は認められないようになっています。

しかし、現実的には、今いる弁護士のうち、3分の1ぐらいの者は兼業弁護士です。その法案が通過されると、今の1,500人の3分の1ぐらいは仕事ができなくなるわけです。それを解決するために、いわゆる過渡期として2年間の猶予期間を与えられます。法令が有効になってから2年間はまだ兼業ができる。この2年間というのは、その3分の1の弁護士の代わりとなる新しい弁護士の育成期間でもあります。弁護士の数を更に増やさなければならない。また、この新しい法案でも、弁護士活動をするためには弁護士業務の許可証、認可証が必要です。その認可証を出す機関としては、いま私が校長代行として務めている司法研修所になります。

ヴィエトナムの弁護士の業務は主に3つあります。訴訟関係、法律コンサルタント、その他に法的サービスの実施があります。

皆さんが興味を引く面白い話をしたいと思います。ある刑事事件に弁護士として参加したある弁護士がこういうことを言いました。その弁護士は元検察庁の職員でかなり年配なのですが、その後弁護士会のメンバーになりました。

裁判中に、弁護士の椅子というのがあるわけですが、その弁護士はそこで居眠りをしてしまったわけです。検察庁が論告有罪などを行うわけです。検察側は、当初2つの罪名で起訴していましたが、単純化するために、そのうちの1つの罪名だけで起訴することを決定したわけです。2つの罪名がありますが、1つ目の罪名に関しては検察官はそれを取り消し、撤回したわけです。その撤回の決定が下った時に、被告人の弁護士、先ほど言いました年配の方は眠っている最中でした。

その後、もちろん目が覚めたのですが、目が覚めた時点では、何が起こったの

か全然認識がなかったわけです。もう1つの罪名が取消しになっているとは。そこで、弁護士としては一生懸命、既に取り消された罪名について弁論をしたのです。それは犯罪を構成する要素がないとか、いろいろと述べたわけです。

裁判官は、幸い、眠っていなかったのです。ただし、その裁判官と弁護士は昔からの友人であったので、面子を潰してはいけないというので、そのまま自由に弁論させたわけです。検察官としては、自分はもう責任を果たしたので、そこで述べたことを繰り返して言う必要はない、あとは弁護士が勝手にやればいいと。ともかく、弁護士はそこで延々と取り消された内容に関して一生懸命演説したのです。被告人としても、もちろん1つ目の罪が取り消されたとの認識があるわけです。

しかし、それでも、被告人としては自分の弁護士を止めたりしなかったのです。そこで、裁判に参加したすべての人間は非常に真面目に、黙って一生懸命聞いているように見えたので、弁護士は延々と長い演説をしたわけです。その弁護士自身は素晴らしい弁論をしているので、必ず無罪になるだろうと確信しているのです。実際、弁護士が現実に戻ったのは、判決が言い渡された時です。1つ目の罪名は取り消されたことに初めて気付いたのです。

もちろん、私が今述べた話は100%そのとおりではないかもしれませんが、現実にあった話なのです。弁護士に対する保障と懲戒があります。違反をした弁護士に対しては、弁護士の全体会議などによって懲戒などが決められます。

2項目の最初の部分は、いわゆる国内の弁護士に関するものですが、今度は外国の弁護士に関する部分です。ヴェトナムの法律には、ヴェトナムにおいて弁護士活動を行うことが許されるのは、弁護士の組織や団体などです。弁護士個人で外国からヴェトナムに行って業務を行うことはできません。つまり、外国の弁護士がヴェトナムで弁護士活動ができるのは、外国にある弁護士団体・組織がヴェトナムに弁護士を派遣したり、ヴェトナムにおいて外国弁護士を雇用した場合のみです。外国の弁護士組織はヴェトナムにその支所を置くことが許されていますが、その数は2か所までとなっています。

外国弁護士のヴェトナムにおける事務所設立にはいくつかの条件があります。外国弁護士組織が本拠を持っている国において合法的に設立され、合法的な活動をしていること。その外国弁護士組織の顧客がヴェトナムにおいて経営又は投資活動を行うこと。法律コンサルタント業活動に関して信頼のある外国弁護士組織であること。4番目に、ヴェトナムの政府に対して好意を持っていること。ヴェトナムの法律の規定を守って活動すること。活動の計画を持っていること。そして、

法律コンサルタント活動のための必要な場所があること。

そういう意味では、ヴィエトナムにおいて、外国弁護士組織はその支所を開くことができ、外国から弁護士を派遣したり、ヴィエトナム国内にて外国人弁護士を雇用したりすることもできます。また、法的支援活動のためにヴィエトナムの法律関係者を雇用することができるのですが、その雇われた法律関係者は弁護士としての業務を行うことはできません。

現在、法律コンサルタント業を行い、弁護士と関係のあるいくつかの組織があります。先ほど言いました弁護士会、それに有限法律会社、有限会社の形で法律業務を行うところですが、などがそうです。その他、法律コンサルタント事務所やヴィエトナムにおける外国弁護士組織の各支部もそれに当たります。

先ほど申しましたように、全国には61の弁護士会があり、また、有限法律会社が現在のところ20ぐらいあります。外国弁護士組織の支所は40ほどあり、約70名の外国弁護士がいます。法律コンサルタント事務所の数は数えられないほどたくさんあります。ヴィエトナムの法律家協会とでも訳しましょうか、これは日本の法曹協会とはまた少し違うのです。法律家協会と弁護士会とは全く違う組織になります。法律家協会は任意団体でありまして、法学部を卒業した者であれば誰でもメンバーになれるのです。

時間の関係がありますので、次に弁護士の育成と研修についてお話ししたいと思います。これは本当に悩みの種です。今までは法学部を卒業すれば弁護士になれたわけです。弁護士になるには法律で決められた条件によるのではなく、弁護士会の監事委員会をどう説得するかです。しかし、新しい法令が通過すれば第1番目の条件として、私が今担当している司法研修所が発行する活動認可証が必要となってきます。

これまでは、3か月ほどの短期間の研修コースを依頼されました。しかし、それを修了しても活動認可証は発行していませんでした。なぜならば、まだその法令が通過していないからです。1998年、1999年、2000年にわたり、弁護士研修のコースを10コースほど開催し、400人ぐらいの修了者を出しました。2001年に24か月の弁護士研修コースを開催する予定です。それには試験があり、対象としては法科大学の卒業生で試験を受けて合格した者が対象となります。それと同時に、別の形の研修も考えており、6か月のコース、4か月のコース、そして3か月のコースがあります。

その研修コースの対象となる者は、先ほど述べました1998年、1999年、200

0年の400人の中からと、その他、法律コンサルタント事務所で職務経験のある人
たちで、弁護士研修生として受け入れられる予定です。仮に、新しい法令が通過
した場合、先ほど言いました兼業弁護士は猶予期間としてまだ2年間は活動でき
るのですが、その間、その代わりとなる新しい人材を育成し、その猶予期間が終わ
った後で500人ぐらいの新規弁護士を育成できることを今考えています。

ここまで、皆様が関心をお持ちであろうと思う部分しか話さなかったのですが、
残りの時間は質疑応答にしたいと思います。

質 疑 応 答

○司会

興味のある話をいただいて本当にありがとうございました。ご質問を受けたいのですが、どなたかいらっしゃいますか。

○質問(武藤:弁護士)

一言お聞きしたいのですが、訳していただいた弁護士に関する法令の5条と6条を見ますと、司法省が各弁護士会の組織及び活動に関する指導、監査を行うとありまして、6条によりますと人民委員会がその地方における弁護士会の活動を監督すると。しかし、トゥーさんのご説明によりますと、専門的事項に関しては弁護士会が自ら監督すると、私たちの言葉で言いますと弁護士会の自治というものがある、というようにおっしゃっていました。ただ、この法令を読みますと、その弁護士会の独自性が出てこないのですが、トゥーさんのような解釈はどうして出てくるのでしょうか。

○ファン・ヒュー・トゥー

弁護士は、自らの職務に関しては、自ら個人的責任を持つということです。というのは、ヴィエトナム司法省としては弁護士会の活動と組織に関してのみ監査、指導するのです。したがって、懲戒や保障に関しては弁護士会の全体会議、あるいは弁護士会の監事委員会や人民委員会によって決められます。そういう意味では、司法省は弁護士の専門的な活動には干渉していない、というのが現状であります。

ヴィエトナムの弁護士自身も、できる限り司法省の指導、監査下に置かれないように何らかの形で努力をしているものと、私は理解しております。もちろん、それは弁護士の希望であり、実現するのは非常に難しいと思います。なぜならば、司法省は一人ひとりの弁護士を監査する一方、力にもなってくれるからです。弁護士証明書を発行してくれるし、研修などにも力を貸してくれるわけです。そして、多くの場合、県や特別市の人民委員会は弁護士会のためにお金を出してくれます。

日本の日弁連や弁護士会はお金持ちであります。ヴィエトナムの弁護士会は全然お金がありません。弁護士会の活動資金は、弁護士のそれぞれの案件の保証金のうちの2割か3割が弁護士会の活動費として入ってくるものですが、それら

は、結局、監事会などにおける人件費、電気代、ガス代といったものに使われます。また、賃貸の場合には家賃も払わなければなりません。したがって、残るのはゼロということになります。

ヴェトナムの諺に、食わねば道徳などを守ることはいできない(衣食足りて礼節を知る)、というものがあります。お米があれば、お金があれば何でもやれる、というような諺もあります。その道、自分の理想を実現したい。しかし、食えない、お金がない。だから、その道理を実現できない。司法省のガイダンスに関する通達があり、第45条では、司法省の役割として、弁護士会設立の手続の指導、弁護士並びに弁護士会規定の監督、弁護士のための政治・業務に関する研修の指導、弁護士活動の質を高めるための方法と経験の提供などが挙げられています。また、司法省大臣の権限として、法令に違反した規定などを停止できるとしています。

○質問(田中: 弁護士)

質問がたくさんあるので、簡単に答えていただけたらと思います。先ほど、法律コンサルタントについてのご説明がありましたが、このコンサルタントというのはそれなりの国家的ないし組織の資格要件、弁護士で言うところの許可証みたいなもの、そういうものがあるのでしょうか。

○ファン・ヒュー・トゥー

何も必要ないのです。そのコンサルタント団体のメンバーであればよいのです。何の資格を持たなくてもコンサルタントができます。

○質問

懲戒に関してなのですが、先ほどは弁護士会の全体会議とおっしゃっていたのですが、これは各弁護士会の中にある最高機関である総会とは別のものなのでしょうか。

○ファン・ヒュー・トゥー

各弁護士会ごとに全体会議があります。61の弁護士会がありまして、それぞれの弁護士会の全体会議があります。

○質問

そうすると、例えば、ハノイ弁護士会を除名になった場合に、他の弁護士会に登録することはできるのでしょうか。

○ファン・ヒュー・トゥー

原則的にはできません。現実には1度あったのですが、その場合には司法省が指導をし、次の弁護士会に登録できないよう何らかの措置をします。実際にあった話ですが、ホーチミンの弁護士が懲戒されて、ホーチミン市から100kmほど離れたブンタオの弁護士会に登録しようとしたところ、ブンタオの弁護士会は最初は受理したのですが、その後それに気が付き、ヴィエトナム司法省が除外措置を出して登録できないようにしました。おそらく発覚しなければ大丈夫だろうと思いますが。

○質問

弁護士になる資格というか、弁護士会に登録しなければ弁護士活動はできないということですか。

○ファン・ヒュー・トゥー

資格と言えば資格です。登録しないと資格はないのですが、弁護士と同じような形で、例えば人民弁護人というのがあります。人民弁護人は弁護士ではありません。コンサルタント事務所の職員も、弁護士と同じような業務をすることがあります。その他、法律家協会のコンサルタント事務所の職員が、例えば訴訟などで人民弁護人として働くことがあります。コンサルタントの業務ができるし、その他の法的なコンサルタントもできます。なぜならば、これは憲法や刑事訴訟法などに書いてあるように、被疑者、被告人は自分が有利になるためには弁護士、人民弁護人、その他の者を要請することができるからです。

○質問

法科大学卒業生のうちどのぐらいが弁護士になるのでしょうか。

○ファン・ヒュー・トゥー

はっきりとしたパーセンテージは言えませんが、ごくわずかです。なりたい人は山ほどいますが、なれる人は少ないです。なぜかといいますと、弁護士会は新しいメンバーの登録をあまりしたがないからです。

○質問

その法科大学の卒業生のうちのほとんどが裁判官や役人になるとか、そういう理由ではないのですか。

○ファン・ヒュー・トゥー

実際、全く仕事がなく失業中である法科大学卒業生は6,000人から8,000人ぐらいいるのです。今のところ、この仕事がない法科大学卒業生は外国の合弁企業で働いたり、外国弁護士事務所の支部で働いたり、また、各弁護士会の見習いとして働いていたりしています。しかし、それで終わりです、弁護士にはなれません。

○質問

弁護士法の20条、21条に報酬に関する規定があるのですが、21条で「弁護士は弁護士会を通して一つの訴訟ごとに報酬額の70%から80%の範囲に相当する金額を受け取る。その報酬割合は、弁護士会総会の決定による。」と規定されていますが、依頼者は弁護士会に支払うということですか。

○ファン・ヒュー・トゥー

弁護士会に支払うということです。それぞれの案件に対して、弁護士会は報酬金の基準を設定しています。そして、案件あるいはその報酬金の額にもよりますが、額が多ければ弁護士がもらえる分は7割、額が少なければ8割ぐらいということになります。残りの20%か30%のお金は弁護士会の活動資金になり、監事委員会の給料、検査監査会の報酬、一般の従業員の給料などとして更に支払われるのです。依頼人が支払わなければならないのは、いわゆる消耗品だけです。例えば、いろいろな文書を作るのに必要な紙やコピー代がそうです。また、その事件に係る交通費や宿泊費などは、それを出した弁護士に払い戻されます。

○質問

依頼人が弁護士会に支払うのは訴訟事件だけですか。例えば、法律の相談に関しては支払わないのですか。

○ファン・ヒュー・トゥー

それも弁護士会に支払います。それも7・3です。

○司会(質問)

他に御質問ありますか。1点だけよろしいですか。先ほど法律コンサルタントは誰でもできると言われましたが、弁護士が法律コンサルタントをすると、弁護士会を通して7, 8割もらえるとのことですが、弁護士でない者が法律コンサルタントをした場合には全部もらえるのでしょうか。

○ファン・ヒュー・トゥー

そのとおりです。実際、弁護士会はそんなに取っていないのです。

○司会

分かりました。では、時間もまいりましたのでこの辺で終わりとしたいと思います。

○ファン・ヒュー・トゥー

ありがとうございました。

弁護士会に関する法令

公民や各組織に対する弁護活動を強化することを目的とし、ベトナム社会主義共和国憲法第 100 条及び第 103 条に基づいて、本法令は弁護士組織に関する諸規定を定める。

第 1 章

総則

第 1 条

ベトナム社会主義共和国における弁護士会は、地方の各省、中央直轄市、又は中央行政単位において設立された弁護士の組織であり、公民及び各組織に対して弁護活動を行うことを旨とする。

第 2 条

弁護士会は、自らの活動によって、社会主義法制の擁護のため積極的に貢献し、法律に基づき、経済管理及び社会管理を強化する。また、公民及び各組織の法律上の諸権利及び利益を擁護し、客観的に、かつ、法律に正しく従いつつ諸事件の解決に寄与する。そして、法律の下において、すべての公民が平等であるという公民の権利の実現、社会主義的民主、公民教育の実現に寄与する。すべて憲法及び法律に沿うものでなければならない、社会主義的生活の諸規律を尊重するものとする。

第 3 条

弁護士会及び各弁護士は、法律に従い、かつ、客観的事実を尊重しつつ活動を行う。

第 4 条

国及び社会は、弁護士会及び各弁護士の職務を奨励し、支援する。

第 5 条

司法省は、閣僚評議会の公布する弁護士会規則に基づき、各弁護士会の組織及び活動に関する指導、監査を行う。

第 6 条

地方の各省、中央直轄市及び同等の行政単位における人民評議会及び人民委員会は、同レベルの祖国戦線委員会と連係し、その地方における弁護士会の活動を監督するとともに、弁護士会及び各弁護士の職務遂行に対し支援及び環境の整備を行う。

第 2 章 弁護士会

第 7 条

弁護士会は、弁護士の同業組織である。

本法令第 11 条の規定に基づき、弁護士の資格要件を満たす者が 2 名以上いる場合、同人らは、地方の各省、中央直轄市、中央行政単位、又はそれに相当する行政単位の祖国戦線委員会に対し、弁護士会設立を申請し、その推薦を受ける。同推薦に基づき、祖国戦線委員会と同レベルの人民委員会は、司法省大臣と意見を統一したのち、弁護士会の設立の許可を決定する。

人民委員会の決定に基き、前項における、弁護士会設立を申請した者は、弁護士会設立会議を開催する。同会議は、弁護士会規則に基づき、弁護士会の定款を定め、会の内部機関を選任する。

第 8 条

弁護士会総会は、弁護士会の最高機関である。

総会は幹部委員会と監査委員会を選出する。両委員会の任期は 3 年とする。

総会、幹部委員会及び監査委員会の任務と権限は、弁護士会規則の規定による。

第 9 条

弁護士会は、幹部委員会を通じて弁護士の活動を組織する。

第 10 条

弁護士会は、地方の各省、中央直轄市又は中央行政単位若しくはそれに相当する行政単位において弁護士会の登録から法人格を有し、その活動を行う。

第3章

弁護士

第11条

弁護士会に加入しようとする者は、以下の要件をすべて満たしていなければならない。

- 1ー ベトナム社会主義共和国の公民であること。
- 2ー 優れた品性及び道徳を有していること。
- 3ー 法科大学卒業又は同等レベルであること。

法制擁護専門機関に在職する者は、弁護士会に加入することはできない。ただし、同専門機関付属の研究所及び教育機関において、研究職又は教育職に従事するものは含まれない。

弁護士会への加入は、幹部委員会の提案に基づき、弁護士会総会がこれを承認する。

第12条

弁護士会に新規に加入したものは、6ヶ月以上2年以下の研修期間を経るとともに、審査を合格した後、弁護士として認定される。

研修制度、審査の方法、研修期間の減免については、弁護士会規則がこれを定める。

研修中の弁護士は、法廷における弁護や各種法的支援業務を含めて、弁護士と同等の権利及び義務を有する。ただし、弁護士会の幹部委員会と監査委員会の選挙権及び被選挙権はこれを除く。

第13条

弁護士の行う各法的支援業務の形式は以下のとおりである。

- 1ー 各刑事事件（軍事法廷が審理する権限を持つ事件を含む）において、被疑者・被告人の

弁護人、又は被害者や一方の当事者の代理人として訴訟に参加し、また、民事、婚姻、家族関係、労働関係などの事件において当事者の代理人として訴訟に参加すること。

2－国家経済組織、団体、民間及び外国の経済組織に対して法律に関する相談、コンサルティング業務を行うこと。

3－公民及び各組織に対して各種法的サービスを行う。

第 14 条

弁護士は、訴訟に参加する際に、以下の権利を有する。

- 1－裁判所の下において、すべての訴訟構成機関と平等である権利；被疑者・被告人の弁護人又は当事者の代理人として職務を遂行する過程で知り得た事項については、証人となる義務はない。
- 2－事件関係書類の分析、証拠の提出、被疑者・被告人など当事者との面会、資料の追完請求、鑑定請求、その他の必要な請求を行うこと。
- 3－訴訟進行者及び訴訟参加者の変更の請求を行うこと。
- 4－法廷における尋問や論争への参加、被告人の処分方法、損害賠償、及び民事、婚姻、家族関係、労働関係の争いの解決方法についての提案を行うこと。
- 5－法廷関係書類の閲覧、追加及び訂正を要求すること。
- 6－未成年、または身体や心神に障害を持つ被告人や当事者の弁護人又は代理人として業務を行う場合、裁判所の判決や決定に対して控訴すること。

訴訟への参加に際し、弁護士は、法律の規定に従い、その他の権利を有する。

第 15 条

弁護士は、以下に該当する場合、事件の弁護人又は代理人として業務を行ってはならない。

- 1－捜査員、検察官、裁判官、人民参審員、証人、鑑定人、通訳人のいずれかの資格で当該事件の訴訟を進行し、又は訴訟に参加した者。
- 2－当該事件の訴訟において、すでに訴訟を進行し、又は訴訟に参加し、若しくは現に訴訟の進行又は訴訟に参加している捜査員、検察官、裁判官、人民参審員との間に親戚血縁関係を有する者。

第 16 条

当事者の利益が相互に対立しない場合に限り、同一の事件において、一人の弁護士は、複数の被疑者・被告人の弁護人として、又はその他の当事者の代理人として業務を行うことができる。

複数の弁護士は、同一被疑者・被告人の弁護人、又は同一の当事者の代理人となることが出来る。

第 17 条

本法令第 13 条第 2 項に規定する各経済組織への法律相談、コンサルタント業務を行う場合において、弁護士は経済仲裁所又はその他の審判機関に提起された争議案件に関して、当該経済組織の代理人となることができる。

第 18 条

弁護士は、以下の義務を有する。

- 1—法律に規定された手段及び方法により、被疑者、被告人、その他の当事者の法律上の権利と利益を擁護する。
- 2—被疑者・被告人の弁護及びその他の当事者の代理人として行う業務は、弁護士自らがその業務について同意し、又は当該機関からその業務遂行の指定を受けた場合においては、正当な理由がない限り、これを拒否することはできない。
- 3—弁護業務の遂行中に知り得た秘密を漏らしてはならない。

第 19 条

弁護士は、その登録地域外においても法律支援業務を行うことができる。

第 4 章

弁護士報酬、及び弁護士会基金について

第 20 条

弁護業務を弁護士に対して依頼した公民及び組織は、報酬を支払わなければならない

い。

報酬の支払い、減免に係る制度は、弁護士会規則による。

第 21 条

弁護士は、弁護士会を通して一つの訴訟ごとに報酬額の 70%から 80%の範囲に相当する金額を受け取る。その報酬割合は、弁護士会総会の決定による。

第 22 条

弁護士及び弁護士会の職員に対する社会保険制度は、法律の規定による。

第 23 条

すべての弁護士会は独自の基金を有する。同基金は、弁護士報酬の一部及びその他の合法的収入により形成される。

弁護士会基金の使用は、弁護士会規則に基づき、弁護士会総会が決定する。

第 6 章

賞罰

第 24 条

弁護士会及び弁護士に対する賞罰は、弁護士会規則によって規定される。

第 7 章

最終条項

第 25 条

閣僚評議会は、ベトナム祖国戦線中央委員会の意見を聴取した後、弁護士会規則を公布し、本法令の施行細則を決定する。

1987 年 12 月 18 日、ハノイ

実践・温故知新

－国際協力部新米教官の無知の知を知る日々－

法務省法務総合研究所国際協力部

教官 内村 嘉寿子



ICCLCの読者の皆様、初めまして。私は、任官11年目の検事で、平成13年4月1日付けで、法務省法務総合研究所国際協力部教官を命じられました。これまで、東京・福岡・大阪地検で通常の検事として勤務したほか、法務省、国際連合ウィーン事務局犯罪防止刑事司法部（現「国際犯罪防止センター」）に派遣されて勤務したこともあり、検事としては現場以外の勤務が多い方でしたが、国際協力部の仕事は初めて尽くしで、日々、「無知の知」ばかりが増えていき、読まないといけな資料が山積していきます。前任地である大阪地検では、それなりに仕事も分かってきたつもりで生意気な状態でしたが、人間としてかくも無知であると改めて知るの、知的好奇心を刺激され、非常に楽しいことでもあります。

当部の仕事はご承知のとおり民商事法分野における法整備支援というものです。そのために必要な図書資料は当部発足後買い揃えないといけませんでした。私の最初の仕事の一つは、国際協力部専用図書を購入する図書係でしたので、民商事法分野の図書について改めて知るため、まず、法務図書館の旅をしました。同図書館は法務省赤レンガ棟内にあり、第18室まであり、蔵書数も多く、法律関係では充実した図書館です。まず、「ボアソナード答問録」（法政大学）を発見し、タイトルだけでも感動しました。ボアソナード博士といえば、明治6年から同27年までの20年間、パリ大学から招へいされて日本の法整備に絶大な貢献をされた方として高名です。これは、ボアソナード博士が明治13年から同27年までの間、法政大学で講義したところ（法政大学100年史では、博士が週1回講義に来ることを大々的に宣伝して生徒を募集する同大学の新聞広告が史料として掲載されています。）、同大学の教授と博士との間のフランス語での質疑応答を原文で筆記したノートを起こして訳文を付けたものでした。その後、ボアソナード博士が各種法典編纂に関与なさった際の質疑応答を記録した「ボアソナード答議」等膨大な記録が有斐閣から出版されていることを知り、明治の人々の学問吸収に対する意欲の凄まじさを感じました。

次に、6月に実施された第15回ヴェトナム国別研修で、「日本の統治機構」

について講義を担当することになり、講義レジメを起案するため、改めて資料探しで図書館に入り、『米欧回覧実記』を読む(法律文化社)という、立命館大学の教授らが「米欧回覧実記」を輪読された研究成果をまとめた本を読みました。右大臣岩倉具視を特命全権大使とする使節団が明治4年12月から1年10か月間にわたり米欧を回覧した記録を、漢学者久米邦武が、岩倉卿の命で書き綴ったものです。久米は、各国の軍事に関心が乏しく、逆に、当時の西欧世界の真髓が発達した交通(鉄道・航路等)を動脈として物資を輸出入し経済を発達させている点にあると観察した結果、日本の将来像として、農商工業を発達させ、貿易立国たれと願っています。久米は、現在の日本の姿を見通していたともいえ、極めて印象深い点でした。残念ながら、米欧回覧の結果、久米の強調したかった点よりも、むしろ、大久保利通が、当時昇竜の勢いのあったプロイセン帝国に倣おうとした点ばかりが強調されましたが、大久保がロンドンでスコットランドヤード見学の後、日本人通訳を伴い貧民窟を見学したというその飽くなき行動力には感心しました。久米は、日本人はフランス人によく似ていると述べており、私自身、ウィーンに滞在していてゲルマン人とはそりが合わないと思っていましたので、思わぬところに賛同者を見出して嬉しくなりました。

回覧の使節団の船には、各藩推挙の留学生在が平等に1名ずつ合計42名乗っていたことにも、感銘を受けました。法整備支援をしていると、受入研修生の人選に当たり、支援対象国がテーマに関係のない部局の者を入れていることもあるからです。

また、使節団一行が、帰途、アジアの各植民地に寄港し、植民地の惨情を観察し、かなり詳細に記載した上、「弱の肉は、強の食、欧州人遠航の業起こしより、熱帯の弱国、皆その争い食うところとなりて、その豊饒の物産を本州に輸入す。その始めスペイン、ポルトガル及びオランダの3国、まずその利を専らにせしに、土人を遇する暴慢残酷にして云々」と、これが後に答礼として回覧した国々に贈呈されることを前提にすれば、限界に近いまでの辛辣な批判を加えています。この後、日本は、「脱亜入欧」というスローガンの時代に入りますが、久米のこのような認識が、明治の一般人にどの程度あったのか、更に勉強したくなる点でした。それにしても、当時の漢学者の教養の深さと文章の上手さは卓越したものがあつた、今と異なり、テレビも映画もなければ、時間を無駄遣いすることもなかったものであろうか・・・と我が身の不勉強を恥じ入る思いがしました。

さらに、「日本の法曹制度」の講義レジメを起案する際、先輩教官の山下輝年

検事から、「司法卿江藤新平」(佐木隆三著・文春文庫)を勧められて読み、岩倉ら当時の有力者が米欧回覧で留守にしていた間に初代司法大臣江藤が司法改革を断行し、裁判制度を整えたことを初めて知りました。日本の司法が汚職と無縁で来たことを、今の日本の判事も検事も当然のこととして疑いませんが、法整備支援で途上国の話を聞けば、司法の汚職に悩んでいない国はなく、なぜ日本がこうなったのか、大いなる謎です。ただ、明治初年の司法制度に関する本を読んでいて思ったことに、一つには、当時、日本が初期のモデルとして導入したフランス風の統治制度では、官僚の権力が非常に強く、有力藩閥が行政を掌握していたため、裁判所を含む司法省は利権と無縁の貧弱部局と考えられ、利欲を求めるタイプの人間ではなく、各藩から藩校の秀才が推挙されて集まっていたこと、藩閥政治の汚職スキャンダルを批判して江藤が司法省の予算を増やそうと大蔵省と交渉したことにかんがみ、司法省が汚職藩閥政治に対抗する廉潔な存在として自己をアピールすることで少しでも権限や予算を拡大しようとしたらしいことなどが、現在の司法の廉潔の元となったのではないだろうか、などとつつらと考えておりました。日本の司法制度には汚職防止を意識して作ったような部分はほとんど見当たらないので、日本の制度、特に起訴猶予や執行猶予の制度について外国人に説明すると、検事も判事も汚職のやり放題であろうと思われてしまい、幾らしていないと言っても信じてもらえません。起訴猶予には上司の決裁が必要だとか、長年の実例から実務上の基準があるとか、記録は一定期間保存されるなどという私たちの常識は、彼らから見れば何らセイフ・ガードにはならないようですし、言われてみれば抜け穴はあろうと思われれます。今、司法改革が進められようとしています。判事や検事の養成は、実務に就いてからの実地訓練(OJT)にかなりの比重が置かれてきました。しかし、セイフ・ガードのない現行制度のまま、現在の司法改革を進めて検事や判事の数を増やせば、必然的にその質が低下し、少ない上司で激増した部下の指導を行うことになるため指導監督が手薄になることが避けられないのに、民間人との接触を増やして、本当に現在の廉潔性を保てるのか疑問です。先日提出された司法制度改革審議会の最終答申には、「汚職防止」は一言も現れず、念頭外に置かれていましたが、本当にそれでいいのか、と外国の実情を見るにつけ、危なっかしい思いがしています。

当部の平教官のうち3名は、7月から3か月間ずつ、順次、ラオスに出張し、ラオス法整備プロジェクトを企画立案することとなっています。ラオスは、1986年に初めて法学部が1つだけできたばかりで、講師はその卒業生で、教科書はな

く、講師がレジメを回覧するとコピー代のない貧乏な学生から「金持ちしかコピーできない」と不満が出るという状態だと山下教官から聞いており、大変だなと思っていました。しかし、法務図書館の奥の部屋から発掘してきた「専修大学 105年」という大学史を読むと、初期の教科書の写真があり、これらは全て講師の講義を学生が筆記し、それに講師が朱筆で加除訂正した講義録でした。コピー機などなくても、そうすれば教科書はできると知りました。また、法務図書館に長年勤務され、定年退職された司書の高山京子さんから、「末弘博士述 民法総論上・下 学説(穂積、鳩山)大審院判例 昭和3年東京帝国大学講義 非売品」という本を頂きましたが、中は手書きのガリ版刷りであり、はしがきによれば、講義録に判例や他の学説を加えてまとめたものでした。虫の食いそうな古びたガリ版刷りをラオスの人に見せようと思いましたが、果たしてどう思われるでしょうか。

過去の研修の研修員の感想文の中に、「どうして講師の先生は、すぐ日本とアメリカとを比べて話すのか」というものがありました。講師の多くがアメリカ留学の経験があり、逆に言えばそれ以外の国に留学したり、大陸法を勉強していないからでしょう。私も、学生時代、特に刑事訴訟法の講義では、先生がアメリカかぶれしているような感じがして違和感を感じていました。しかし、同じく高山さんから頂いた「アメリカにおける司法の実情 昭和25年5月渡米法曹座談会」(法曹会)という本を読んで、それは避けようのないことだったのだと知りました。この本は、終戦後、初めて渡米した7人の司法関係のナショナル・リーダー(東京高裁判事、最高検察庁検事、最高裁事務総局総務局長、弁護士、東京高検検事、法務府行政訴訟局長、最高裁判事)の座談会形式の帰国報告です。まず、対日感情について報告されており、その中で、「日本がドイツとは違っておる。占領政策に衝突かないのみならず、協力しており、西独で起こったような問題も起こらないということについては、占領軍関係者の等しく認めておるところであり、故国に帰ってもその点を強調しておる。・・・コミュニズムが、連合軍に協力する日本人を裏切り者のように宣伝しておるということも、大いにアメリカの人たちに判って貰わなければならんと思います。」という座談会主催者である最高裁長官の発言があり、その時代に生きた方の苦勞に初めて触れた思いがしました。また、大陸法的糾問主義訴訟(裁判官が事実発見の責務を負う制度)から、当事者主義的訴訟(当事者たる弁護士や検事が裁判所に証拠を提出し、裁判官をこれを第三者として判断する制度)へと移行する時代にあったことから、アメリカの司法制度を見た感想として最高裁判事が、「裁判所というものは馬車と同じものなので、訴訟当事者を2

つの馬にたとえますと、馬が車につながれて動かなければ車自体は動き得ないものなんです。訴訟当事者、つまり、双方の弁護人が勉強して馬車をぐんぐん引っ張れば馬車も走るけれども、馬が道草を食ったのでは馬車は一向に進まないわけです。裁判官は馬を御するけれども、車を引っ張るものではないのです。これが米法主義の姿だとあちらの法廷に立ち会って感じたところです。日本では、裁判官は、一つの訴訟という大八車を引っ張らされているのです。(笑声)当事者双方は、大八車の後ろでのろのろ歩いておる。」と述べておられるのを読み、当事者主義と糾問主義との違いを実感するとともに、ヴェトナムやカンボディアの裁判官が、「法廷で自白させるにはどうしたらいいか。」とか、「証拠を収集する方法を教えてほしい。」と質問し、正に、「訴訟という大八車を引っ張るのが裁判官の仕事であると考え、必死で引っ張ろうとしている」のと同じではないかと驚きました。フランスなどのヨーロッパ大陸の国々では、現在も、例えば刑事裁判では、警察が収集した証拠はすべて裁判官に提出され、裁判官が必要に応じて証人を呼んだり鑑定をしたりしますが、戦後日本ではその役割の大半を検事が行っています。私たち検事からすれば、大陸法の国の検事は何もすることがないのではないかと不思議な感じがするほどです。仏領インドシナの国々は、一度ソビエト法の洗礼を受けたはずですが、フランス大陸法の影響が現在も残っているのか、ソビエト法もやはり大陸法的なのかは、今後ソビエト法について勉強してから考えようと思っています。

旧ソ連の影響の強い中央アジアの国や、インドシナ3国では、裁判官には法律を解釈する権限はなく、国民の代表である人民委員会が制定した法律を裁判官が勝手に解釈するなど言語道断だと考えられており、裁判官は、法律を『説明』するだけであり、コンメンタールなど勝手に書けないという話を当部に来てから聞いて、一体どうやって裁判したり、法律の勉強をするのか不思議でなりません。ところが、これも同教官お勸めの「役人学三則」(末広厳太郎著・岩波現代文庫・原文は昭和26年の「法律時報」)には、「多くの学者は今でも、一般に解釈の法創造性を認めることは三権分立の政治原則を棄るものだというのであれが、かくのごときは、立法における法規の定立と解釈による法の創造性との差異を理解しないものと言わねばならない。」とあり、昭和26年の日本の学界で同じことが議論されていたことを初めて知り、非常に驚きました。同書には、「ナポレオン皇帝でさえ、彼の民法典に初めて解釈を加えた本を作られた際に、『我が法典失われたり』という嘆声を発したと伝えられている」とあり、三権分立の初期の時代には、

王の意のままに恣意的な裁判を行っていたフランスの裁判不信の思想が極めて根強く、国民代表である国会の絶対的優位を強調しすぎていたことを当部に来てからやっと知りました。その思想の影響を素直に受けた国々では、現在も人民委員会が絶対的優位にあつて、司法の独立は蔑ろにされているのだなあ、と彼らのものの考え方的一端がようやく理解できたのでした。

なお、この役人学三則自体は、有名なものだそうですが、全く知りませんで、勉強になりました。一応引用しておきますと、

第1条 およそ役人たらんとする者は、万事につきなるべく広くかつ浅き理解を得ることに努むべく、狹隘なる特殊の事柄に特別の興味をいだきてこれに注意を集中するがごときことなきを要す。

第2条 およそ役人たらんとする者は、法規を盾に取りて形式的理屈をいう技術を習得することを要す。

第3条 およそ役人たらんとする者は、平素より縄張り根性の涵養に努むることを要す。」

です。言うまでもなく、これは痛烈な皮肉です。「含蓄が深い」とはこういうことを言うのだな、と深く感心いたしました。これが50年前の民法学者が見た役人であり、恐らく現在の役人の姿でありましょう(ただし、検事の世界はやや例外に属しておりまして、特捜部の専門家は尊敬されます)。今度、当部の研修で「日本の公務員制度」の講義を担当することになったら、是非、この三則を入れたいと思います。研修生がどういう反応を示すか、今から楽しみです。

平成13年6月

編集後記

事務局次長 相沢 繁昌

平成13年度の第一回目の機関誌をお送りいたします。

今回も第1部は、当財団の昨年度事業報告・収支決算及び本年度事業計画・収支予算を、5月21日開催の理事会・評議員会議事録とともに掲載していて、直接皆様のお仕事のお役に立つ情報ではないかもしれませんが。しかし毎年この時期各企業が決算発表をし、昨年度の事業報告と本年度の予算・事業計画を明らかにするように、当財団も昨年度の活動を報告し、本年度の計画を皆様にお知らせしご理解をいただかねばならないと思っております。是非ご一読いただきたくお願いします。

第2部では法務総合研究所のご協力をいただき、ヴィエトナムのWTO加盟問題と弁護士制度についての報告を掲載しています。こちらの方はヴィエトナムがWTO加盟のため沢山の課題を突きつけられ苦勞している状況や同国の弁護士制度の現状等について、企業の方々にも興味深くお読みいただけたのではないかと思います。ちなみに、中国は欧州とのWTO加盟交渉をこのほど終了し、今年度中の加盟が実現できそうと先日報道されていました。ヴィエトナムの加盟はいつ頃になるのでしょうか。

また、今回、法務総合研究所国際協力部内村嘉寿子教官から、この仕事に就かれての新しい経験や苦勞話について書いていただきました。日本の法制度確立時期についての発見など、大変興味深い内容の投稿をいただき、この欄で厚くお礼申し上げます。

最後に、本年5月会員の皆様に書名「アジア・太平洋諸国における企業倒産と担保法」の白刷りの本をお配りしましたが、この度、商事法務研究会から「アジア・太平洋比較法制シリーズ2」として同書名で出版され市販されています。定価は1冊3,700円です。是非書店でお求め下さい。

以上

発 行 日：平成13年6月29日

発 行 者：財団法人国際民商事法センター

事務局長 金子 浩之

〒107-0052 東京都港区赤坂1丁目6番7号 第九興和ビル別館

TEL 03(3505)0525 FAX 03(3505)0833

印刷製本：有限会社一星社

代表取締役 杉本 恵美

〒104-0033 東京都中央区新川1丁目16番6号

TEL 03(3552)3566 (代) FAX 03(3553)1271